

第1節 保健福祉

1 保健福祉総合センター

保健福祉総合センターは、生活保護、児童福祉、障害者福祉、母子及び寡婦福祉、高齢者福祉、介護保険などに関する業務を行うとともに、保健と福祉の連携のとれたサービス提供を進めるため、高齢者、母子、障害者等の保健福祉に関する相談を行うなど、従来の福祉事務所及び保健所の一部の機能を持ち、各区役所に設置されている。

2 生活保護（生活福祉部 生活援護管理課、各保健福祉総合センター）

(1) 生活保護制度のしくみ

生活保護制度は憲法第25条の理念を具体化し、最低限の生活の保障と自立助長を目的としている。制度の運用にあたっては申請に基づき、その人の持つ資産、能力の活用及び扶養義務の履行等あらゆる手段を講じ、なおかつ最低生活の維持が困難であるかを調査し、その困窮の程度に応じて必要な扶助を行うものである。現在、経費負担割合は国が75%、市が25%となっている。

① 保護の基準

保護基準は世帯を構成する世帯員の年齢や障害の有無などの状況、さらには世帯員数などにより決められる。

② 保護の種類

生活保護法に定められた保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類で、これらが併給もしくは単給で支給される。

(2) 保護の現状

① 被保護者数・被保護世帯数・保護率（令和7年4月1日時点）

被保護者数 24,063人（被保護者数は保護停止中を含む。保護停止中の者は46人）

被保護世帯数 19,398世帯（被保護世帯数は保護停止中を含む。保護停止中の世帯は33世帯）

保護率 29.69%（参考 大阪市 46.3% 大阪府 30.0% 全国 16.2%）

%…1000分の1を1とする単位

② 世帯類型別保護状況（令和7年4月1日時点）

世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計 (保護停止中世帯除く)
世帯数(世帯)	11,055	941	3,108	1,936	2,325	19,365
構成比(%)	57.1	4.9	16.0	10.0	12.0	100.0

③ 令和6年度保護費等支給状況

区 分	金額（千円）	構成比（％）	区 分	金額（千円）	構成比（％）
生活扶助	12,708,265	27.1	医療扶助	25,032,317	53.4
住宅扶助	6,974,648	14.9	その他の扶助	284,198	0.6
教育扶助	119,484	0.3	施設事務費	383,624	0.8
介護扶助	1,365,385	2.9	合 計	46,867,921	100.0

（注）その他の扶助の数値は出産・生業・葬祭扶助・就労自立給付金・進学就職準備給付金の合計値

3 生活困窮者支援（生活福祉部 地域共生推進課）

(1) 生活困窮者自立支援事業

平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的要因や社会的孤立などで生活に困窮している人の自立に向けた支援を実施している。生活保護に至る前の段階の自立支援施策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行っている。

同法に基づく事業として、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金のほか、任意事業である就労準備支援事業、居住支援事業（シェルター事業）、子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業を実施している。

① 自立相談支援事業

生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関（堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）を開設。個々の状態に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく各事業や既存の制度を活用し、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援を行う。

また、ホームレスの人に対しては、その起居する場所に赴き生活に関する相談を行っている。相談の結果により、医療機関の紹介、生活保護等の各種施策の活用に対する助言等、自立へ向けた相談・指導を関係機関と連携を図りながら実施している。

② 住居確保給付金

次のア、イの支援を行うことを目的に支給する給付金。

ア 離職等により住宅を喪失した人又は喪失するおそれがある人の就職活動を支えるため、家賃相当額（生活保護の住宅扶助基準額を上限とする）を有期で支給し、就労機会の確保に向けた支援を行う。

イ 同一世帯に属する人の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する人の離職等により住居を喪失した人又は喪失するおそれがある人に対して、転居費用相当額（※生活保護の住宅扶助基準額の3倍を上限とする）を支給し、家計の改善に向けた支援を行う。

※この金額によりがたいときは、別に厚生労働省が定める額を上限とする。

③ 就労準備支援事業

直ちに一般就労に就くことが難しい人に対し、就労に向け、日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援を計画的かつ一貫して行い、就労に向けた基礎能力の形成を図る。

④ 居住支援事業（シェルター事業）

一定の住居をもたない人に対し、緊急的に一時的な宿泊場所等を提供する。

⑤ 学習と居場所づくり支援事業

貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生・高校在学年齢等のこどもに対し、無料で学習できる場であり居場所となる場を提供し、就学意識の向上や学習習慣の形成、社会性の育成等を図る。

⑥ 家計改善支援事業

家計の収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況とともに明らかにし、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

(2) 就労訓練事業（中間的就労）の認定

生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特定非営利活動法人、株式会社等が、社会貢献の一環として実施する就労訓練事業について、認定事務を行っている。

就労訓練事業とは、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある方を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

4 保険・年金

(1) 国民健康保険（長寿社会部 国民健康保険課、各区役所保険年金課）

① 被保険者

堺市内に住所を有する人で、被用者保険（健康保険、船員保険、共済組合等）・後期高齢者医療制度・国民健康保険組合に加入している人や生活保護を受けている人等を除く全ての人

○ 加入状況（令和6年度末現在）

全市世帯数 （世帯）	加入世帯数 （世帯）	加入率 （%）	全市人口 （人）	被保険者数 （人）	加入率 （%）
404,973	96,022	23.71	810,356	137,988	17.03

② 保険料

ア 賦課方法（令和7年度）

区 分		医療分	支援分	介護分
保 險 料 率	所 得 割	93.0/1000	30.2/1000	25.6/1000
	均 等 割	34,424円	11,034円	18,784円
	平 等 割	33,574円	10,761円	—
賦 課 限 度 額		650,000円	240,000円	170,000円
賦 課 期 日		4月1日		
納 期 限		6月から翌年3月の毎月末日（ただし、12月は25日）		
1人当たり平均保険料年額		78,567円	25,625円	25,335円

- (注) 1 「医療分」とは、病気やケガをしたときの医療費の財源となる保険料である。
- 2 「支援分」とは、後期高齢者医療制度に対する支援金を負担するための保険料である。
- 3 「介護分」とは、40歳から64歳までの被保険者（介護保険第2号被保険者）に賦課される、介護サービスの財源となる保険料である。
- 4 「所得割」は、各被保険者の基礎控除後の総所得金額等（総所得金額等から市民税の基礎控除額を差し引いた金額）の合計額に、上記の料率をかけて算出する。
- 5 「均等割」は、被保険者数に上記の金額をかけて算出する。
- 6 「平等割」は、1世帯あたりにかかる金額である。

イ 保険料の軽減・減免

堺市国民健康保険条例第15条の2で定められた低所得減額（均等割額、平等割額の7/10、5/10又は2/10の減額）による軽減、子育て世帯における均等割額の軽減、出産被保険者における産前産後期間の所得割額及び均等割額の全額軽減のほか、災害や所得の著しい減少、拘禁等で保険料の納付が困難な人については、現状に応じ保険料の減免を行っている。

ウ 納付方法

- ・口座振替による支払
- ・納付書による支払（各種スマートフォン決済を含む）
- ・特別徴収（年金からの支払）

エ 令和6年度収納状況

区 分	調定額(千円)	収入額(千円)	収納率(%)
現 年 分	15,550,950	14,644,014	94.17
滞納繰越分	2,937,236	511,006	17.40
合 計	18,488,186	15,155,020	81.97

(注) 収入額は還付未済額を含む。

③ 保険給付

ア 給付内容

○ 療養の給付割合

義務教育就学前まで	8割
義務教育就学から 69歳まで	7割
70歳から74歳まで	8割 現役並み所得者（注）は、7割

(注) 現役並み所得者とは、次の全て条件に該当する人

- (1) 市民税の課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる世帯に属している。

(2) 70歳から74歳までの国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円を超える世帯に属している。

ただし、70歳から74歳までの国保被保険者の人数と収入額等に応じて、下表の「療養の給付割合」が「8割」となる条件に該当する場合は、8割給付となる。

70～74歳の国保被保険者の人数	個人の収入額	特定同一世帯所属者(※)の有無	対象者の合計収入額	療養の給付割合
1人	383万円未満	—	—	8割
	383万円以上	無	—	7割
		有	520万円以上	8割
2人以上	—	—	520万円未満	
	—	—	520万円以上	7割

(※) 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療へ移行した人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人。

○ 高額療養費の支給内容

同じ人が同じ診療月内に同じ医療機関等へ支払った保険診療の自己負担額が、次項の自己負担限度額を超えた場合、自己負担限度額を超えた額が支給される。

69歳以下の人で同一世帯で同月に21,000円以上の自己負担額を支払ったものが2件以上あるときは合算し、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給される。

同一世帯に70歳から74歳までの国保被保険者の人がいる場合は、その自己負担額（自己負担限度額までの額）を合算できる。

大阪府内での住所異動で、住民票の世帯構成が同じなどの条件を満たせば、その月のみ、転出地市町村と転入地市町村における自己負担限度額がそれぞれ本来額の2分の1になる(※)。

75歳の誕生日（1日生まれを除く。）では、国保と後期高齢者医療制度における自己負担限度額はそれぞれ本来額の2分の1になる。

また、被用者保険や国民健康保険組合の被保険者が75歳の誕生日（1日生まれを除く）に後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者（国民健康保険組合においては組合員の家族）が国保に加入した場合も、国保に加入した月のみ自己負担限度額は、国保と被用者保険等でそれぞれ本来額の2分の1となる（69才以下の人については、10,500円以上の自己負担額を高額療養費の計算に合算することができる。）。これらの場合において、前述（※）の月に該当するときは、転出地市町村と転入地市町村における自己負担限度額がさらにそれぞれ2分の1（本来額の1/4）となる。

なお、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関等に提示することにより、同じ医療機関等で支払う同じ診療月内の一部負担金が自己負担限度額までとなる。

・69歳以下の方

区 分	所得要件（注1）	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降（注2）
ア	901万円を超える世帯	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算)	140,100円
イ	600万円を超え、 901万円以下の世帯	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算)	93,000円
ウ	210万円を超え、 600万円以下の世帯	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算)	44,400円
エ	210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯等	35,400円	24,600円

(注) 1 所得要件：各被保険者の基礎控除後の総所得金額等

2 同じ世帯で、当月を含めた過去12か月間に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降に適用される自己負担限度額

・70歳から74歳までの方

区 分	所得要件等	自己負担限度額	
		個人単位（外来）	世帯単位（外来・入院）
現役並み 所得者	現役並みⅢ (課税標準額（注1）が690万円以上の世帯)	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1% を加算) [世帯単位で4回目以降（注4）は140,100円]	
	現役並みⅡ (課税標準額（注1）が380万円以上、690万円未 満の世帯)	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1% を加算) [世帯単位で4回目以降（注4）は93,000円]	
現役並み 所得者	現役並みⅠ (課税標準額（注1）が145万円以上、380万円未 満の世帯)	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1% を加算) [世帯単位で4回目以降（注4）は44,400円]	
		18,000円 【年間144,000円上限】	57,600円 【世帯単位で4回目以降（注4） は44,400円】
一 般	課税標準額（注1）が145万円未満の世帯 (基礎控除後の総所得金額等の合計額210万円 以下の場合を含む。)		
市民税 非課税 世帯等	低所得者Ⅱ（注2）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ（注3）		15,000円

(注) 1 課税標準額：所得から所得控除額を差し引いて求める。ただし、70歳以上の被保険者が国保の世帯主であって、診療を受ける年の前年（1月から7月までは前々年）の12月31日現在、同じ世帯に合計所得（令和2年以降分の給与所得については10万円を控除して算定した額）が38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、市民税の課税標準額から、次の金額を控除した額となる。

①16歳未満の被保険者人数×33万円

②16歳以上19歳未満の被保険者人数×12万円

2 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税の場合（低所得者Ⅰの方を除く。）

3 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税で、それぞれの被保険者における給与、年金等の収入から必要経費、控除額（年金については控除額80万円、令和7年8月1日以降は80万6,700円）を引いたとき、各所得がいずれも0円となる場合（令和3年8月診療分より、所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除して計算する。）

4 同じ世帯で、当月を含めた過去12か月間に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降に適用される自己負担限度額

○ 高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国保の被保険者が、毎年8月から翌年の7月末までの1年間に医療機関等に支払った国保と介護保険の高額療養費等控除後の自己負担額の合計額（両方の支払があることが条件）から次の下表の基準額を差し引いた額が500円を超えた場合、その差し引いた金額を支給する。

・70歳から74歳までの方の基準額

区 分		所得要件等	基準額
現役並み所得者	現役並みⅢ	上記の70歳から74歳までの自己負担限度額の表と同じ	212万円
	現役並みⅡ		141万円
	現役並みⅠ		67万円
一 般			56万円
市民税非課税世帯等	低所得者Ⅱ		31万円
	低所得者Ⅰ		19万円

・69歳以下の方を含む基準額

区 分	所得要件等（注）	基準額
ア	901万円を超える世帯	212万円
イ	600万円を超え、901万円以下の世帯	141万円
ウ	210万円を超え、600万円以下の世帯	67万円
エ	210万円以下の世帯	60万円
オ	市民税非課税世帯等	34万円

（注）各被保険者の基礎控除後の総所得金額等

○ 葬祭費、出産育児一時金の支給内容

出産育児一時金	488,000円 （出産とみなされるのは、妊娠12週以上。妊娠22週以上かつ産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、12,000円が併せて支給される。）
葬 祭 費	50,000円

○ 精神・結核医療給付金制度

障害者総合支援法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一定の医療を受けたとき、被保険者の自己負担金を助成している（原則として医療機関などの窓口での負担はない。）。

イ 令和6年度給付状況

○ 療養諸費費用額負担区分

療養の給付 療養費の別	件 数 (件)	費 用 額 (千円)	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分 (千円)
療養の給付	2,463,604	63,085,422	46,388,850	14,319,403	2,377,169
療 養 費	114,869	1,231,527	898,874	303,370	29,283
合 計	2,578,473	64,316,949	47,287,724	14,622,773	2,406,452

○ 診療費の状況

診療費の種別	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (千円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1件当たり 費用額(円)	被保険者 1人当たり 費用額(円)
入院	33,843	521,766	22,992,904	23.8	15.42	679,399	161,894
入院外	1,285,172	1,907,028	22,156,315	904.9	1.48	17,240	156,003
歯科	337,004	561,159	5,018,036	237.3	1.67	14,890	35,332
合計	1,656,019	2,989,953	50,167,255	1166.0	1.81	30,294	353,229

(注) 1 受診率＝年間件数÷年間平均被保険者数×100

2 被保険者1人当たり費用額＝費用額÷年間平均被保険者数

○ 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給状況

高額療養費		出産育児一時金		葬祭費	
件数(件)	支給額(千円)	件数(件)	支給額(千円)	件数(件)	支給額(千円)
117,758	7,438,794	425	210,057	937	46,850

④ 保健事業

ア 健康の保持・病気の予防事業

○ 特定健康診査・特定保健指導事業

40歳から74歳までの被保険者を対象に、特定健康診査を実施しており、検査結果でメタボリックシンドロームに該当する方や予備群を判定し、特定保健指導を実施する。

○ 人間ドック（総合健康診断日帰りコース）健診費用助成事業

21か所の健診機関で、被保険者（満30歳～74歳で前々年度又は前年度分の保険料完納者に限る。）に対して、健診費用の7割を助成している。令和6年度は9,053件、総額191,218千円を助成した。

○ 糖尿病性腎症重症化予防業務

国民健康保険被保険者の健康・医療情報を活用し、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化リスクが高い方に対して保健指導や医療機関への受診勧奨を行うことで、重症化を予防する事業を行っている。

○ 適正服薬対策業務

国民健康保険被保険者の医療情報を活用し、服薬状況の適正化が必要な方に対して医療機関等への相談勧奨や保健指導を行うことで、健康の保持増進及び医療費適正化を図る事業を行っている。

イ 医療費通知の実施

被保険者の健康意識を高めるため、医療費通知を年6回実施している。

⑤ 財政状況

ア 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算

単位：千円

歳入額	歳出額	差引
82,997,503	82,088,763	908,740

イ 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算

単位：千円

科 目		金 額	科 目		金 額
保 険 料		14,769,862	総 務 費		2,349,135
国庫支出金	災害臨時特例補助金	70	療 養 給 付 費		46,761,773
	社会保障・税番号システム整備費補助金	575	療 養 費		914,148
	システム標準化補助金	718,415	審 査 支 払 手 数 料		123,096
	小 計	719,060	高 額 療 養 費		7,144,177
府支出金	保険給付費等交付金	56,024,618	出 産 育 児 一 時 金		197,236
	助 成 補 助 金	101,219	葬 祭 費		52,700
	小 計	56,125,837	精 神 結 核 医 療 給 付 費		131,413
一 般 会 計 繰 入 金		9,509,708	国民健康保険 事業費納付金	医 療 給 付 費 分	16,339,079
収 納 対 策 基 金 繰 入 金		0		後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	4,754,523
そ の 他 の 収 入		226,659		介 護 納 付 金 分	1,703,816
			傷 病 手 当 金		423
			保 健 事 業 費		816,760
			公 債 費		200
			そ の 他 の 支 出		52,647
			予 備 費		10,000
歳 入 合 計		81,351,126	歳 出 合 計		81,351,126

(2) 医療費助成（長寿社会部 医療年金課、各区役所保険年金課）

① 重度障害者医療費助成制度

障害者の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的として、重度障害者が病院などで受診したときに、健康保険が適用された医療費の自己負担分の一部を公費で助成している。

令和3年4月1日大阪府福祉医療費助成制度の一部改正。

ア 助成要件

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険加入者 ・市内に住所があり、次のいずれかの障害の状態にある方 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方 ② 知的障害の程度が重度（療育手帳でA判定）の方 ③ 身体障害者手帳をお持ちの方で、知的障害の程度が中度（療育手帳でB1判定）の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害年金1級第9号に相当する方又は特別児童扶養手当1級第9号に該当する方 ・本人の所得が障害基礎年金全額支給停止基準額以下であること。
適 用 除 外	<p>次のいずれかに該当する方は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護者（その保護を停止されている者を除く。） ・他の公費負担医療の受給者で、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる方 ・堺市ひとり親家庭医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている方 ・堺市子ども医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている方
助成の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・入院、通院及び訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）に係る医療費の自己負担分（1医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーションあたり、各日500円までの一部自己負担額あり。）

イ 令和6年度医療費助成状況

対象者数	延受診件数	総医療費	医療費助成額	助成額の負担者別内訳		返納金
				府	市	
人 14,186	件 466,153	千円 35,196,024	千円 2,093,358	千円 957,783	千円 876,607	千円 258,968

(注) 対象者数は、12か月間の各月末現在の医療証交付数の平均値である。

② ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、病院などで受診したときに、健康保険が適用された医療費の自己負担分の一部を公費で助成している。

令和3年4月1日大阪府福祉医療費助成制度の一部改正。

ア 助成要件

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険加入者 ・市内に住所があるひとり親家庭となった18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童及びその児童を監護する父、母又は養育している人（児童福祉法に規定する里親等を除く。） <p>（対象となる児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭 <ul style="list-style-type: none"> ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童 ○養育者 <ul style="list-style-type: none"> ① 父、母が監護しない上記に該当する児童 ② 父母が死亡した児童 <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母及び扶養義務者等の所得が児童扶養手当の一部支給所得制限基準額未満であること。
適 用 除 外	<p>次のいずれかに該当する方は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護者（その保護を停止されている者を除く。） ・他の公費負担医療制度の受給者で、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる方 ・堺市重度障害者医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている方 ・堺市子ども医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている方
助成の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・入院、通院及び訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）に係る医療費の自己負担分（1医療機関・訪問看護ステーションあたり、月2日を限度に各日500円までの一部自己負担額あり。）

イ 令和6年度医療費助成状況

対象者数	延受診件数	総医療費	医療費助成額	助成額の負担者別内訳		返納金
				府	市	
人 14,887	件 219,726	千円 2,794,612	千円 573,900	千円 289,579	千円 283,402	千円 919

(注) 対象者数は、12か月間の各月末現在の医療証交付数の平均値である。

③ 子ども医療費助成制度

こどもの健康の保持増進及び子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てることができる環境を創出するため、病院などで受診したときに、健康保険が適用された医療費の自己負担分の一部及び入院時食事療養費の標準負担額を公費で助成している。

令和3年4月1日大阪府福祉医療費助成制度の一部改正。

ア 助成要件

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険加入者 市内に住所がある0歳から18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子ども
適用除外	<p>次のいずれかに該当する方は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護者（その保護を停止されている者を除く。） 他の公費負担医療の受給者で、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる方 堺市重度障害者医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている方 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けることができる方
助成の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 入院、通院及び訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）に係る医療費の自己負担分（1医療機関・訪問看護ステーションあたり、月2日を限度に各日500円までの一部自己負担額あり。）及び入院時食事療養費の標準負担額

ただし、重度障害者医療費助成制度又はひとり親家庭医療費助成制度に該当する方（上記対象年齢のこどもに限る）には、入院時食事療養費の標準負担額を助成している。

イ 令和6年度医療費助成状況

対象者数	延受診件数	総医療費	医療費助成額	助成額の負担者別内訳		返納金
				府	市	
人 110,897	件 1,644,042	千円 20,450,050	千円 3,586,315	千円 251,913	千円 3,333,916	千円 486

(注) 対象者数は、12か月間の各月末現在の医療証交付数の平均値である。

(3) 国民年金（長寿社会部 医療年金課、各区役所保険年金課）

① 被保険者

ア 強制加入被保険者

- 第1号被保険者——農林漁業者、自営業者、学生など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人
- 第2号被保険者——厚生年金保険の加入者（65歳以上の受給資格のある人を除く。）
- 第3号被保険者——厚生年金保険の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 任意加入被保険者

- 60歳以上65歳未満の人——日本国内に住所のある自営業者などで60歳以上65歳未満の人
- 在外邦人——日本国民で外国に在住している20歳以上65歳未満の人
- 老齢（退職）年金受給権者で60歳未満の人
- 年金受給権を満たしていない65歳以上70歳未満の人（昭40. 4. 1以前生まれの人に限る。）

ウ 適用状況（令和6年度末現在）

強制加入者 第1号被保険者 98, 479人 第3号被保険者 49, 268人
任意加入者 1, 242人

（注）第2号被保険者の数は、把握していない。

② 保険料

ア 保険料額

保険料には、必ず納めなければならない定額保険料と将来より多くの年金を受けたい人のための付加保険料がある。なお、第2・3号被保険者は、国民年金に対して他の年金制度がまとめて拠出金を負担するので、個別に保険料を納める必要はない。

定額保険料（令和7年度） 17, 510円／月 付加保険料 400円／月

イ 保険料の免除・猶予

第1号被保険者に対しては、以下の保険料免除・猶予等の制度がある。

- 法定免除——障害（基礎）年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金の受給権のある人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出により保険料の納付が免除される。
- 申請免除——所得が少ないなど一定の要件に該当する人で、保険料を納めることが困難な人などが日本年金機構理事長に申請して承認を受ければ保険料の納付が免除される。
- 納付猶予——所得が少ないなど一定の要件に該当する人で、保険料を納めることが困難な50歳未満の人が日本年金機構理事長に申請して承認を受ければ保険料の納付が猶予される。
- 学生納付特例——学生本人の所得が一定額（128万円）以下で、日本年金機構理事長に申請して承認を受ければ、保険料の納付が猶予される。

- 産前産後保険料免除——国民年金第1号被保険者が出産を行った際、届出により出産前後の保険料の納付が一定期間免除される。

③ 給付状況（令和6年度末現在）

単位：千円

国民年金		
種類	受給者数（人）	金額
老 齢 給 付	216,378	143,166,686
障 害 給 付	16,875	15,136,275
遺 族 給 付	1,457	1,169,873
合 計	234,710	159,472,834

① 国民年金基金

自営業者など国民年金の第1号被保険者が、より豊かな老後保障を実現するため、基礎年金への上乗せ年金として平成3年5月より開始した制度。

国民年金基金には「全国国民年金基金」と3つの職種別に設定された「職能型国民年金基金」の2種類がある。

(4) 後期高齢者医療制度（長寿社会部 医療年金課、各区役所保険年金課）

① 被保険者

ア 対象となる方

- 75歳以上の方すべて（75歳の誕生日当日から）
- 65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合が一定の障害があると認めた方（広域連合に申請し認定を受けた日から）

イ 被保険者数 134,648人（令和7年3月31日現在）

② 保険料

ア 賦課方法

区 分		賦 課 方 法
保 険 料 率	所 得 割	前年中の基礎控除後の総所得金額等の11.75/100
	均 等 割	57,172円
賦 課 限 度 額		800,000 円
賦 課 期 日		4月1日
納 期 限		7月から翌年3月の毎月末日（普通徴収の場合）

イ 保険料の軽減措置

世帯内の所得水準に応じて、被保険者均等割額の7/10、5/10又は2/10が軽減されるほか、被用者保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は、被保険者均等割額の5/10が軽減される。また、災害及び事業休廃止等で保険料の納付が困難な方については、現状に応じ負担の軽減を図っている。

ウ 納付方法

年金受給額等により特別徴収か普通徴収となる。

年金受給額が年間18万円以上の方は原則として特別徴収となる（ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金受給額の半分を超える場合は普通徴収となる。）。

また、特別徴収の対象の方も、申出により口座振替による納付に変更することができる（保険料の滞納のある方を除く。）。

エ 収納状況（令和6年度）

単位：千円・%

区 分	現年分	滞納繰越分	計
調 定 額	12,841,689	121,621	12,963,310
収 入 済 額	12,790,284	37,458	12,827,743
収 納 率	99.60	30.80	98.95

（注）収入済額は還付未済額を含む。

③ 保険給付

ア 給付内容

本制度では、医療保険給付等の範囲で疾病又は負傷について医療給付を行う。

医療機関ごとに、一般の方は1割、一定以上所得のある方は2割（※1）、現役並み所得者（※2）は3割の自己負担額の支払が必要となる。

※1 一定以上所得のある方：住民税の課税所得が28万円以上かつ「年金収入（地方税法上の各種所得控除前の年金収入）＋その他の合計所得金額（給与収入等から必要経費や給与所得控除等を控除した後の所得）」が単身世帯の場合200万円以上の方及び複数世帯の場合合計320万円以上の方

※2 現 役 並 み 所 得 者：地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）が145万円以上の方及びその方と同一世帯に属する被保険者（ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合には2割又は1割負担となる。）

なお、次に該当する方は、申請し認定を受けると2割又は1割負担となる。

- 同一世帯に被保険者が一人で、被保険者本人の収入額が383万円未満のとき
- 同一世帯に被保険者が複数いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき
- 同一世帯に被保険者が一人で、かつ当該世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者及び同一世帯に属する70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が520万円未満のとき

イ 高額療養費

自己負担額には、下記のような限度額が設けられており、次の場合は申請により高額療養費が支給される。

- 外来の一部負担金が同一月で次表Aの限度額を超えた場合
- 外来と入院の同一月の一部負担金を合算して次表Bの限度額を超えた場合（同一世帯に複数の被保険者がいる場合は合算して算出。）

なお、同一医療機関等での窓口負担については、外来の場合は個人単位、入院の場合は世帯単位の限度額を超える支払は不要（この場合、マイナ保険証による電子的確認もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」の提示により、低所得者Ⅰ・Ⅱもしくは現役並み所得Ⅰ・Ⅱの認定を受けていることの医療機関の確認が必要。）。

所得区分		負担割合	自己負担限度額	
			外来A（個人単位）	外来+入院（世帯単位）B
現役並み所得者	Ⅲ	3割	252,600円 総医療費が842,000円を超えた場合は、超過額の1%を加算。 （※多数回該当140,100円）	
	Ⅱ		167,400円 総医療費が558,000円を超えた場合は、超過額の1%を加算。 （※多数回該当93,000円）	
	Ⅰ		80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、超過額の1%を加算。 （※多数回該当44,400円）	
一般		2割	（注）6,000円＋（外来個人の総－30,000円）×0.1又は18,000円のいずれか低い方 （年間上限144,000円）	
			57,600円 （※多数回該当44,400円）	
低所得者 （市民税非課税）		1割	18,000円 （年間上限144,000円）	
			24,600円	
			8,000円	
			15,000円	

※ 多数回該当：高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の金額（他の医療保険での支給回数は通算されない。）。

（注）令和7年10月より、一般（2割）の外来の自己負担限度額は、18,000円（年間上限144,000円）になります。

現役並み所得者

- 区分Ⅲ…住民税課税所得が690万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者
- 区分Ⅱ…住民税課税所得が380万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者
- 区分Ⅰ…住民税課税所得が145万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者

低所得者

- 区分Ⅱ…世帯主及び世帯員全員が市民税非課税である被保険者

- 区分Ⅰ…世帯主及び世帯員全員が市民税非課税で、世帯員全員について年金収入が80万円以下でその他の所得が0円の世帯に属する被保険者

※ 月の途中で75歳となられる方の場合は、その誕生日月においては、誕生日前に加入していた医療保険（国民健康保険、被用者保険など）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、前表に記載されている金額の2分の1になる。

ウ 高額医療・高額介護合算制度

世帯内で後期高齢者医療制度・介護保険の両方に自己負担額がある場合で、1年間（毎年8月から翌年7月末）の自己負担額（高額療養費等控除後の額）の合算額が次表の自己負担限度額を超えた場合に、申請によりその超えた金額を支給する（支給金額が500円以下の場合は支給されない。）。

所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額（年額）
現役並み所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一	般	56万円
低所得者 （市民税非課税）	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円（注1）

（注1）低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、介護支給分については、低所得Ⅱの自己負担限度額31万円が適用される。

エ 療養費の支給

次のような場合で、診療に要した費用の全額を自己負担した場合、申請により、支給決定対象額が支給される。

- 急病などやむを得ない理由で資格確認書などの加入状況がわかるものを病院などに提示できなかったとき
- 治療用装具（関節用装具、コルセットなどで医師の意見書が必要）を装着したとき
- 海外で診療を受けたとき

オ 移送費

移動が困難な重病人が緊急時にやむを得ず、医師の指示により移送に費用がかかったときで、広域連合が必要と認めた場合に支給される。

カ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、1件につき50,000円が支給される。

④ 保健事業

ア 健康診査

被保険者の健康の保持、増進を図るため健康診査を実施している（受診は無料）。

イ 人間ドック費用助成事業

人間ドックを受けた被保険者を対象に、26,000円を上限として人間ドック受診にかかる費用の一部を助成している（年度内1回）。

ウ 歯科健康診査

誤嚥性肺炎などの口内環境が原因となる病気を予防するため、歯科健康診査を実施している（年度内1回、受診は無料）。

① 財政状況

令和7年度後期高齢者医療事業会計予算

(歳 入)		(歳 出)		単位：千円
科 目	金 額	科 目	金 額	
保 険 料	13,358,226	総 務 費	795,700	
一 般 会 計 繰 入 金	4,212,317	後期高齢者医療広域連合納付金	16,989,774	
そ の 他 の 収 入	238,048	そ の 他 の 支 出	22,117	
		予 備 費	1,000	
歳 入 合 計	17,808,591	歳 出 合 計	17,808,591	

5 地域福祉

(1) 地域福祉計画（生活福祉部 地域共生推進課）

本市においては、平成16年度に「堺あったかぬくもりプラン」（第1次堺市地域福祉計画）を策定して以降、「地域生活を支えるしくみ」の充実と、その実現のために「参加と協働」を重点的に推進していくなど、「だれもが安心して心豊かに暮らす」ために支え合う取り組みを進めてきた。

これらの取り組みの成果や新たな課題なども踏まえ、令和元年度に令和2年度から令和7年度までの6年間の計画期間とする「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）を策定した。この計画に基づき、市民・団体、事業者・企業、関係機関等で協働して、「地域生活を支えるしくみ」を一層充実していく。

(2) 民生委員・児童委員と委員活動への支援（長寿社会部 長寿支援課）

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は民生委員法、児童福祉法に基づき、地域福祉の増進に寄与することを

目的に校区単位に設置されている。委員は厚生労働大臣より委嘱を受け、地域住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民からの生活相談に対する助言や援助を行い、関係行政機関の業務に協力するなど広範囲の職務を行っている。令和7年4月1日現在、民生委員・児童委員数は主任児童委員89人を含み、1,093人（男415人、女678人）である。

② 委員活動への支援

本市では、委員が民間の奉仕者としての特性を十分発揮した活動ができるよう支援し、また研修の充実を図っている。令和6年度は、堺市民生委員児童委員連合会に対し事務委託料、活動事業補助金を支出、また活動費負担金として委員一人当たり年間79,000円を支出した。

(3) 社会福祉協議会（生活福祉部 地域共生推進課、長寿社会部 長寿支援課）

① 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

所在地 堺区南瓦町2-1

電話番号 232-5420

区事務所

	所在地	電話番号
堺区事務所	堺区南瓦町3-1（堺市役所本館内）	226-2987
中区事務所	中区深井沢町2470-7（堺市中区役所内）	270-4066
東区事務所	東区日置荘原寺町195-1（堺市東区役所内）	287-0004
西区事務所	西区鳳東町6-600（堺市西区役所内）	275-0255
南区事務所	南区桃山台1-1-1（堺市南区役所内）	295-8250
北区事務所	北区新金岡町5-1-4（堺市北区役所内）	258-4700
美原区事務所	美原区黒山167-1（堺市美原区役所内）	369-2040

設立目的 住民が主体となり、社会福祉、更生保護、ボランティア等の関係諸団体・機関の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進する。

設立年月日 昭和27年5月30日 発足
昭和35年4月25日 社会福祉法人認可
平成16年12月20日 美原町社会福祉協議会との合併認可
平成17年4月1日 合併登記

主な事業 ○ ボランティア・市民活動、地域福祉活動に関する事業
○ 生活困窮者への対応を含めた総合的な相談支援
○ 権利擁護に関する事業
○ 高齢者総合相談
○ 堺市総合福祉会館の管理運営
○ その他地域福祉推進に必要な事業

② 堺市総合福祉会館

広く市民の福祉の増進と文化の向上を目的として、堺市社会福祉協議会が建設した総合的福祉施設であり、民間社会福祉事業の効果的運営と住民福祉活動の組織的展開を推進する地域福祉活動の拠点である。

ア 施設の概要

所在地	堺区南瓦町2-1
電話番号	222-7500
敷地面積	1,919㎡
建築面積	1,421㎡
延床面積	8,679㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階（一部塔屋）地下1階
開設年月日	昭和61年11月4日



堺市総合福祉会館

イ 主な内部施設

ホール 大研修室 老人福祉センター 障害者（児）福祉センター 母子福祉センター
社会福祉協議会事務局 堺市民活動サポートセンター

ウ 令和6年度の主な内部施設の利用状況

施設名	利用件数	利用人数	施設名	利用件数	利用人数
ホール	158	15,013	障害者（児）福祉センター	470	4,621
大研修室	324	15,540	老人福祉センター	415	5,533
会議室等	2,888	40,158			

(4) 美原総合福祉会館（長寿社会部 長寿支援課）

市民が自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図るための施設であり、老人福祉センターを併設した施設として開設している。

ア 施設の概要

所在地	美原区黒山782-10
電話番号	362-3939
敷地面積	5,156㎡
建築面積	1,415㎡
延床面積	2,477㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
開設年月日	昭和58年4月1日



美原総合福祉会館

イ 主な内部施設

総合福祉会館（貸室） 美原老人福祉センター 社会福祉協議会 美原区域ボランティアセンター シルバー人材センター東・美原支部

ウ 令和6年度の主な内部施設の利用状況

施設名	利用人数（人）
総合福祉会館（貸室）	9,293

(5) 堺市地域福祉推進基金（生活福祉部 健康福祉総務課）

堺市地域福祉推進基金の運用益等により、地域組織やボランティアグループが行う地域福祉活動への助成等を行っている。

令和6年度末 基金残額 1,498,951千円

6 高齢福祉

(1) 高齢化の現状（長寿社会部 長寿支援課）

単位：千人・%

年次	全 国			大 阪 府			堺 市		
	総人口	65歳以上	構成比	総人口	65歳以上	構成比	総人口	65歳以上	構成比
昭和55（1980）年	117,060	10,647	9.1	8,473	613	7.2	839	52	6.2
昭和60（1985）年	121,049	12,468	10.3	8,668	717	8.3	853	63	7.4
平成2（1990）年	123,611	14,895	12.1	8,735	843	9.7	845	75	8.9
平成7（1995）年	125,570	18,261	14.6	8,797	1,048	11.9	840	96	11.4
平成12（2000）年	126,926	22,005	17.4	8,805	1,315	15.0	830	123	14.9
平成17（2005）年	127,768	25,672	20.2	8,817	1,634	18.7	831	155	18.8
平成22（2010）年	128,057	29,246	23.0	8,865	1,963	22.4	842	189	22.6
平成27（2015）年	127,095	33,790	26.6	8,839	2,316	26.2	839	224	26.9
令和2（2020）年	126,146	36,027	28.6	8,838	2,442	27.6	826	233	28.9

（出典：国勢調査）

（注）1）総人口には、年齢「不詳」を含む。

2）平成27（2015）年及び令和2（2020）年の人口は不詳補完値による。なお、平成27年及び令和2年の構成比は不詳補完値により、平成22（2010）年以前の構成比は分母から年齢「不詳」を除いて算出している。

3）平成12年以前の堺市人口は、美原区域を含む。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（長寿社会部 長寿支援課、介護保険課、介護事業者課）

① 計画の概要

これまでの取組について必要に応じて見直ししながら、全ての団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な展望に立って、本市の高齢者施策を総合的に推進す

るため、令和6年3月に「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和6(2024)～8(2026)年度】」を策定した。また、計画の基本理念の実現をめざし、多様な主体が連携し、関連する取組の推進に努めている。

② 介護サービス提供等見込量

介護保険制度下では、社会福祉法人に限らず、医療法人、民間企業等の多様な事業主体の参入が考えられるため、本市としては、事業者の参入状況やサービス利用状況を確認しながら計画的に整備を行う。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設(人分)	3,255	3,255	3,355
介護老人保健施設(人分)	1,795	1,795	1,795
介護医療院(人分)	48	48	48
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人分)	327	356	356
認知症対応型共同生活介護(人分)	1,346	1,382	1,382
ケアハウス(人)	515	515	515
訪問介護(回/月)	524,990	548,262	575,750
訪問入浴介護(回/月)	2,112	2,099	2,124
(介護予防)訪問入浴介護(回/月)	3	3	3
訪問看護(回/月)	69,067	72,178	75,838
(介護予防)訪問看護(回/月)	9,437	9,421	9,342
訪問リハビリテーション(回/月)	8,726	8,958	9,051
(介護予防)訪問リハビリテーション(回/月)	1,462	1,439	1,428
通所サービス(通所介護+通所リハビリテーション)(回/月)	102,892	104,033	105,216
(介護予防)通所リハビリテーション(人/月)	1,296	1,274	1,274
短期入所サービス(短期入所生活介護+短期入所療養介護)(日/月)	23,751	23,690	23,925
介護予防(注)(日/月)	48	48	48

※上記は全て計画値(堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より抜粋)

(注) 介護予防通所介護+介護予防通所リハビリテーションの合計。

(3) 高齢者保健福祉月間事業(長寿社会部 長寿支援課)

高齢者保健福祉月間(9月)にちなんだ行事として、100歳を迎えた高齢者に対し国からの祝状及び祝品を、最高齢者(男・女)に対し祝状及び花束を、それぞれ贈呈している。

区分	令和6年度実施状況
100歳高齢者	贈呈者数200人
市内最高齢者	男性 106歳、女性 108歳

(4) 高齢者福祉関係施設（長寿社会部 長寿支援課）

① 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために開設している。

区 分	堺 老人福祉センター	東 老人福祉センター	西 老人福祉センター
所 在 地	堺区協和町 3-128-4 (平成29年4月1日 に移転)	東区日置荘原寺町 195-1 東区役所1・2階	西区鳳東町 6-600 西区役所5階
電 話 番 号	244-7155	287-8150	275-0850
敷 地 面 積	3,122㎡	—	—
建 築 面 積	1,862㎡	—	—
延 床 面 積	3,774㎡	1,087㎡	1,278㎡
構 造	鉄筋コンクリート 造3階建	鉄骨鉄筋コンクリ ート造	鉄骨鉄筋コンクリ ート造
開 設 年 月 日	昭和47年9月10日	平成9年4月1日	平成8年4月1日
休 館 日	日曜・祝日（敬老の日は除く）		
令 和 6 年 度 利 用 者 数	36,118人	44,569人	37,360人

区 分	南 老人福祉センター	北 老人福祉センター	美 原 老人福祉センター
所 在 地	南区御池台5-2-7	北区常磐町1-25-1	美原区黒山782-10 美原総合福祉会館 2階
電 話 番 号	299-3232	255-6380	362-3939
敷 地 面 積	2,712㎡	4,202㎡	5,156㎡
建 築 面 積	819㎡	810㎡	—
延 床 面 積	1,110㎡	1,393㎡	971㎡
構 造	鉄筋コンクリート 造2階建	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建	鉄筋コンクリート 造
開 設 年 月 日	昭和48年9月1日	昭和59年5月1日	昭和58年4月1日
休 館 日	日曜・祝日（敬老の日は除く）		
令 和 6 年 度 利 用 者 数	46,158人	20,378人	34,200人

② 老人集会所・老人集会室

双方とも地域の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等を行う場として設置、開設している。老人集会室については運営を行う校区自治連合会等に対して、年間64,000円を限度に運営補助金を交付している。また、老人集会室を新たに設置するものに、校区施設に併設する場合には2,000万円、単独で設置する場合には2,800万円を限度に整備補助金を交付している。

設置数 老人集会所 22ヶ所 老人集会室 53ヶ所

(5) 総合的な相談・支援（長寿社会部 長寿支援課）

地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）

高齢者の健康維持や保健、福祉、医療の質の向上、生活の安定のために必要な相談、支援等を次表の地域包括支援センターで行っている。各相談窓口では保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門家が相談に応じており、介護保険制度によるサービスだけでなく、さまざまな制度や地域資源との連携による総合的な支援を行っている。

ダブルケア相談窓口（基幹型包括支援センター）

区役所にある基幹型包括支援センターに、介護と子育てを同時に担う方を対象として相談窓口を設置している。介護・子育てに関する相談に対応し、必要に応じて情報提供や助言、関係機関との連絡調整など総合的な支援を行う。（無料）

区	名称	所在地／電話／FAX	担当区域(小学校区)
堺	堺第1地域包括支援センター	堺区海山町3-150-2（ハートピア堺隣） 電話 222-8082 FAX 222-8083	三宝・錦西・市・英彰
	堺第2地域包括支援センター	堺区今池町4-4-12（みあ・カーさ内） 電話 229-9240 FAX 229-9234	錦・錦綾・浅香山・三国丘
	堺第3地域包括支援センター	堺区京町通1-21（グレース堺敷地内） 電話 223-1500 FAX 223-1522	熊野・少林寺・安井・榎
	堺第4地域包括支援センター	堺区協和町3-128-11（愛らいふ内） 電話 275-8586 FAX 275-8587	神石・新湊・大仙・大仙西
	堺基幹型包括支援センター	堺区南瓦町3-1（堺市役所本館内） 電話 228-7052 FAX 228-7058	
中	中第1地域包括支援センター	中区深井中町1888-14 電話 276-0800 FAX 276-0802	八田荘・八田荘西・深井・深井西
	中第2地域包括支援センター	中区土塔町2028（ふれ愛の家内） 電話 234-6500 FAX 234-6501	東百舌鳥・宮園・東深井・土師
	中第3地域包括支援センター	中区東山841-1（ベルファミリア内） 電話 234-2006 FAX 234-2013	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器
	中基幹型包括支援センター	中区深井沢町2470-7（中区役所内） 電話 270-8268 FAX 270-8288	

（次頁に続く）

(前頁の続き)

区	名称	所在地／電話／FAX	担当区域(小学校区)
東	東第1地域包括支援センター	東区石原町3-150(つるぎ荘・やしも地域包括センター内) 電話 240-0018 FAX 240-0048	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺
	東第1地域相談窓口	東区日置荘田中町143-1(特別養護老人ホームつるぎ荘内) 電話 286-2828 FAX 286-6868	同上
	東第2地域包括支援センター	東区南野田33(ハーモニー内) 電話 237-0111 FAX 237-3900	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田
	東基幹型包括支援センター	東区日置荘原寺町195-1(東区役所内) 電話 287-8730 FAX 287-8740	
西	西第1地域包括支援センター	西区浜寺石津町西5-11-21(結いの里内) 電話 268-5056 FAX 268-5066	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和
	西第2地域包括支援センター	西区草部531(ウェルフォンテひのき内) 電話 271-0048 FAX 284-8875	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東
	西第3地域包括支援センター	西区津久野町1-5-8-103(アバンフォレスト) 電話 260-5022 FAX 260-5033	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝
	西基幹型包括支援センター	西区鳳東町6-600(西区役所内) 電話 275-0009 FAX 275-0140	
南	南第1地域包括支援センター	南区赤坂台2-5-7(赤坂台近隣センター内) 電話 295-1555 FAX 295-1556	美木多・赤坂台・新檜尾台・城山台
	南第2地域包括支援センター	南区原山台1-6-1-103(府公社泉北原山台C団地6-1棟) 電話 290-7030 FAX 290-7665	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台
	南第3地域包括支援センター	南区茶山台3-22-9(茶山台近隣センター内) 電話 289-8085 FAX 289-8086	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台
	南第4地域包括支援センター	南区逆瀬川1038-2(槇塚荘内) 電話 291-6681 FAX 291-6682	三原台・はるみ・槇塚台・泉北高倉
	南基幹型包括支援センター	南区桃山台1-1-1(南区役所内) 電話 290-1866 FAX 290-1886	
北	北第1地域包括支援センター	北区北花田町3-28-1(今井ビル内) 電話 240-0120 FAX 240-0121	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東
	北第2地域包括支援センター	北区長曾根町1199-6(陵東館秀光苑内) 電話 252-0110 FAX 257-2941	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東
	北第3地域包括支援センター	北区野遠町344-1(あけぼの苑内) 電話 257-1515 FAX 257-1525	大泉・金岡・金岡南・北八下
	北第4地域包括支援センター	北区百舌鳥陵南町2-662(ハピネス陵南内) 電話 276-3838 FAX 276-3800	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥
	北基幹型包括支援センター	北区新金岡町5-1-4(北区役所内) 電話 258-6886 FAX 258-8010	
美原	美原第1地域包括支援センター	美原区平尾595-1(美原荘内) 電話 369-3070 FAX 369-3038	美原区全域
	美原基幹型包括支援センター	美原区黒山167-1(美原区役所内) 電話 361-1950 FAX 361-1960	

(6) 生きがいづくりへの支援（長寿社会部 長寿支援課）

① 老人クラブへの助成

ア 老人クラブ活動補助

概ね60歳以上で30人以上の高齢者が地域で自主的に活動している老人クラブに対し、市が補助対象とする活動を実施する場合は経費の一部を補助している。

補助金額は会員数に応じた金額。30人以上45人未満のクラブは年額24,000円。45人以上90人未満のクラブは年額52,560円。90人以上140人未満は年額97,560円。以降50人増えるごとに45,000円を加えた金額。令和6年度の補助対象クラブは346件（会員数33,859人）

イ 老人クラブ連合会補助

市内老人クラブ相互の親睦と交流を図り、高齢者の保健福祉の向上をめざし行う催事、行事、各種研修会などの連合会事業に対し補助している。

② 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

60歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の総合的な祭典であり、各種スポーツ競技や、美術展、文化・健康・福祉などのイベントを通して、他府県の方々と楽しく交流する。

以前は、大阪府選手団として大会に参加していたが、堺市が政令指定都市へ移行したことに伴い、平成19年度から独自に選手を選抜し、堺市選手団として大会へ参加している。令和6年度は、18種目に106人を派遣した。

③ 公益社団法人 堺市シルバー人材センター（本部）

所在地 西区鳳南町4-444-1

電話番号 260-0468

（東・美原分室）

所在地 美原区黒山782-10（美原総合福祉会館内）

電話番号 361-0468

（堺・北分室）

所在地 北区百舌鳥赤畑町1-3-1（三国ヶ丘庁舎1階）

電話番号 240-0468

（中・南分室）

所在地 南区竹城台2-1-54

電話番号 284-2155

設立目的 自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者が、その豊かな経験と能力を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与すること。

設立年月日 昭和56年7月27日（法人認可日）

会員数 5,144人（令和7年3月末現在）

主な事業

- ・地域に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を、請負・委任により各家庭や企業等から引き受け、健康で働く意欲のある原則60歳以上の高年齢者に就業の機会を提供する業務。
- ・就業機会の開拓・確保及び情報の収集と提供、調査、研究、相談等の業務。

令和6年度の事業実績（請負・委任）

受注件数（件）	契約額（千円）
15,709	1,869,189

(7) 認知症支援（長寿社会部 長寿支援課）

① 認知症サポーターの養成

日常生活の中で認知症の方に出会ったときに、その尊厳を損なうことなく適切に対応することができる人を増やすことや、認知症に関する正しい知識を広めるために、認知症サポーターを養成する。また、認知症サポーター養成講座の講師となる認知症キャラバン・メイトを養成する。

（認知症サポーター養成講座修了者数）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了者数	86,617人	92,341人	98,986人

② さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク）

行方不明となるおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を電子メール又はFAX で送信し、公的機関や、介護、医療等の事業者、地域住民等の協力を得て早期発見につなげる。

- ・事前登録者数 : 1,374人（令和7年3月末現在）
- ・協力機関 : 公的機関の他、自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員
児童委員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、銀行、南海電鉄グループ、
郵便局、商業施設、薬品卸事業者、社会福祉法人施設 など

③ 堺市みまもりあい事業

認知症高齢者を事前に登録し、緊急連絡用の「みまもりあいステッカー」を配布し、同ステッカーと連動して検索依頼ができる「みまもりあいアプリ」を活用することで、行方不明時の早期発見につなげる取組。

- ・登録者数 : 187人（令和7年3月末現在）

④ 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の方やその家族で、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの関わりがあっても、本人や家族の拒否等により、適切な医療や支援サービス等に結びついていない場合、自宅に専門チームが訪問し、早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を認知症疾患医療センター（浅香山病院及び阪南病院）に設置している。

適切なサービスに結びつけることで重篤化を防ぎ、認知症の方の地域での自立的生活の継続を支えることを目的とする。

（認知症初期集中支援チームへの相談件数）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	54件	51件	71件

⑤ 認知症支援のてびき（認知症ケアパス）

認知症による生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示す認知症ケアパスとして、堺市では、一般向け、本人・家族向け、支援者向けの3種類の「認知症支援のてびき」を作成し、地域包括支援センターなどで活用することにより、認知症の方の相談・支援を行っている。

⑥ 堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）の認証

認知症の方と家族、地域住民、専門職など誰もが参加できる場で、参加者が飲み物などを飲みながら、交流や情報交換、レクリエーションといった安心できる時間を過ごし、認知症の方の社会参加や、そのご家族や介護者の方がレスパイト（休息）できるように支援を行う「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）を、社会福祉法人等の自主的な事業として、認証を行っている。

⑦ 認知症疾患医療センター

堺市が指定した医療機関に設置された認知症疾患医療センターでは、認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、及び介護サービスとの連携等を行っている。

公益財団法人 浅香山病院

- 所在地 堺区今池町3-3-16
- 相談専用電話 222-9414
- 平日 8:30～17:00/土曜日 8:30～12:00

社会医療法人杏和会 阪南病院

- 所在地 中区八田南之町277
- 相談専用電話 278-0233
- 月曜日～土曜日 9:00～16:00

⑧ 認知症地域支援推進員（若年性認知症への支援等）

基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターと連携し、若年性認知症を含む患者及びその家族に対し、認知症医療や介護にかかる相談対応や、関係機関との連絡等、必要に応じた支援を行う。また、大阪府に配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携して自立支援に関わる関係者のネットワーク構築を図る。

(8) 在宅生活の支援（長寿社会部 長寿支援課）

① 生活管理指導短期入所

要介護認定で自立判定となるひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に対する指導、支援が必要な場合、要介護状態への進行を予防する観点から、養護老人ホームなどでの短期入所を年7日程度（対象者の介護者が、おおむね18歳未満の子どもを養育している場合は、年30日程度）利用することにより、生活習慣等の指導とともに体調調整を行う。

② 日常生活用具給付等事業

在宅高齢者の自立の促進や、在宅生活の支援に効果のある自動消火器やシルバーカーといった用具を必要に応じ給付する。

③ 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等に緊急事態が発生した際に、迅速・適切な対応を図ることを目的に、高齢者宅に消防局や委託事業者に通報できる緊急通報装置を設置する。

④ 高齢者紙おむつ給付事業

市民税非課税世帯に属する、要介護度4～5のねたきりなど的高齢者に紙おむつと交換可能な給付券（1月につき1枚、1枚あたり6,500円上限）を交付することにより、高齢者の福祉の向上及び介護の負担軽減を図ることを目的に実施する。ただし、この事業は介護保険対象の施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所中、生活保護受給中、医療機関入院中の場合は対象外とする。

⑤ 車いすバンク

65歳以上で傷病等により歩行が困難な人を対象に、3か月を限度として車いすを貸与する。

(9) 在宅医療と介護の連携推進（長寿社会部 長寿支援課）

① 堺地域医療連携支援センター（平成29年7月21日開設）

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、在宅医療や介護サービスを途切れることなく受けることができ、安全・安心に生活を続けるために、地域の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談への対応や、多職種連携支援など、在宅医療サービスに関する幅広い支援を行う専用窓口を設置している。

在宅医療に関する情報提供、医療や介護の連携調整などの支援を行うことにより、多職種間の相互理解や情報共有が行える体制の構築を進めている。

(10) 地域包括ケアシステムの推進（長寿社会部 長寿支援課）

① 堺市地域包括ケアシステム推進条例（平成30年10月1日施行）

高齢化の進行に伴い医療や介護のニーズも増大し、高齢者を取り巻く課題も複雑化・多様化が進む中で、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び深化、推進を図るための全国初の条例として、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を制定し、平成30年10月1日に施行した。

同条例に基づき平成30年12月1日に設置された「堺市地域包括ケアシステム審議会」において審議を行い、令和元年11月に「地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（よりそい安心ほっとプラン）」を策定した。令和7年1月に同計画を改定し、関連する取組の推進に努めている。また、同計画に関連する取組については、堺市地域包括ケアシステム審議会においてPDCAサイクルによる進捗状況の管理を行っている。

7 介護保険

(1) 介護保険（長寿社会部 介護保険課、長寿支援課、介護事業者課）

「高齢者介護」を社会全体で支えるために平成12年4月から社会保険制度としてスタートした。高齢者が寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする状態や、家事や身じたくなど日常生活に支援が必要になった時、保健・医療・福祉にわたる居宅サービスや施設サービスが利用できる。

① 加入者と保険料

市内に住所のある65歳以上の人と40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、自動的に介護保険に加入する。

介護保険被保険者証は、65歳以上の人と、40歳以上65歳未満で要介護・要支援の認定を受けた人に送付され、要介護認定や介護サービスを利用するときに必要となる。

令和6～8年度保険料

第 1 号 被 保 険 者	対 象 者	65歳以上の人	
	給 付 の 対 象 者	○寝たきり・認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について常に介護が必要な人 ○家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人	
		所得に応じた18段階定額保険料を設定	年間介護保険料
	第1段階	生活保護受給の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額80万9千円以下の方（基準額×0.285）	25,370円
	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額80万9千円を超え年額120万円以下の方（基準額×0.47）	41,840円
	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方（基準額×0.685）	60,980円
	第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額80万9千円以下の方（基準額×0.9）	80,110円
	第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、第4段階以外の方（基準額）	89,010円
	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方（基準額×1.18）	105,040円
	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方（基準額×1.3）	115,720円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方（基準額×1.5）	133,520円	
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方（基準額×1.7）	151,320円	
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方（基準額×1.9）	169,120円	

（次頁へ続く）

(前頁の続き)

	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方（基準額×2.1）	186,930円
	第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方（基準額×2.3）	204,730円
	第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方（基準額×2.4）	213,630円
	第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方（基準額×2.5）	222,530円
	第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方（基準額×2.6）	231,430円
	第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方（基準額×2.7）	240,330円
	第17段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方（基準額×2.8）	249,230円
	第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方（基準額×3）	267,030円
保険料の支払方法	<input type="radio"/> 年金額が年額180,000円以上の人は、年金から天引き（特別徴収） <input type="radio"/> それ以外の人は市に個別に納付書や口座振替等により納付（普通徴収）		

※合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する前年の合計所得金額から土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額をいう。

※その他の合計所得金額とは、上記の合計所得金額から公的年金等収入に係る雑所得の金額を控除した金額をいう。また、給与所得が含まれている場合には、給与所得（給与所得と公的年金等収入に係る雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除した額（控除後の金額が0円を下回る場合、給与所得を0円とする。）となる。

※第1段階～第3段階の方については、国・府・市からそれぞれ公費を投入し、保険料を軽減している。

第2号被保険者	対象者	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
	給付の対象者	初老期における認知症、脳血管疾患など、加齢にともなう病気（特定疾病）によって介護などが必要となった人
	保険料	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定 ① 会社員など被用者の場合 健康保険の加入者は、一般的には標準報酬に介護保険料率をかけて保険料が決まり、給料から天引きされる。また、保険料の半分は事業主が負担する。 ② 堺市国民健康保険の場合 堺市国民健康保険の加入者は、所得割・均等割により算定されて保険料が決まり、家族分を含めて世帯主が納付する。
保険料の支払方法	医療保険料の一部として納付	

② 介護保険で受けられるサービス

(I) 要介護と認定された方

	居宅介護支援 (ケアマネジメントサービス)	居宅介護支援事業者のケアマネジャーが居宅サービス計画の作成等を行う。
居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行う。
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が訪問し、入浴の介助を行う。
	訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師などが自宅を訪問して、看護を行う。
	訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行う。
	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受ける。
	通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける。
	短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	短期間、介護老人福祉施設などに入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受ける。 ※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」がある。
	福祉用具貸与	車いす、歩行補助つえなど日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができる。 ※一部の福祉用具(固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえ)は貸与と購入が選択できる。
	特定福祉用具販売	排せつや入浴などに使用する福祉用具の購入ができる。
	居宅療養管理指導	通院困難な人を対象に、医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等における介護)	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受ける。
	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、20万円(うち自己負担割合が1割の方は保険利用分18万円、自己負担分2万円)を上限に費用を支給する。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活上の介護などを受ける。 ※新たに入所できるのは、原則として要介護3以上の方。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受ける。
	介護医療院	長期間の療養が必要な方が入所して、医療と介護を一体的に受ける。

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受ける。
	地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	小規模な通所介護施設(定員18人以下)に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受ける。
	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が通所介護施設などに通い、リハビリテーションなどを受ける。
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行う。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受ける。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)に入居している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受ける。 ※新たに入所できるのは、原則として要介護3以上の方。
	地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等における介護)	小規模な介護専用の有料老人ホーム(定員29人以下)などに入居している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受ける。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護、看護や緊急時の対応を受ける。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受ける。介護と医療それぞれのサービスが必要な人が、同じ事業者からサービスを受ける。	

(II) 要支援と認定された方

	介護予防支援 (ケアマネジメントサービス)	地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者が、介護予防サービス計画の作成などを行う。
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	自宅に浴室がないなどの場合に限り、浴槽を積んだ入浴車が訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助などを行う。
	介護予防訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問して、看護を行う。
	介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行う。
	介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションなどを受ける。
	介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	短期間、介護老人福祉施設などに入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護やリハビリテーションを受ける。 ※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」がある。

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

介護予防サービス	介護予防福祉用具貸与	車いす、歩行補助つえなど日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができる。 ※一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえ）は貸与と購入が選択できる。
	特定介護予防福祉用具販売	排せつや入浴などに使用する福祉用具の購入ができる。
	介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う。
	介護予防特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等における介護）	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどの特定施設に入居している方が、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受ける。
	介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、20万円（うち自己負担割合が1割の方は保険利用分18万円、自己負担分2万円）を上限に費用を支給する。
地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受ける。
	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が通所介護施設などに通い、リハビリテーションなどを受ける。
	介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方のみ）（グループホーム）	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受ける。
サービス・活動事業	介護予防訪問サービス（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行う。
	担い手登録型訪問サービス	市の定める研修を修了した者が訪問し、掃除・洗濯などの生活援助を行う。
	介護予防通所サービス（デイサービス）	通所介護施設に通い、日帰りで日常生活上の支援や機能訓練などを受ける。
	担い手登録型通所サービス	身近な場で運動やレクリエーションなどの多様なサービスを受ける。
	短期集中通所サービス	短期間（3か月）で機能訓練に特化したサービスを受ける。

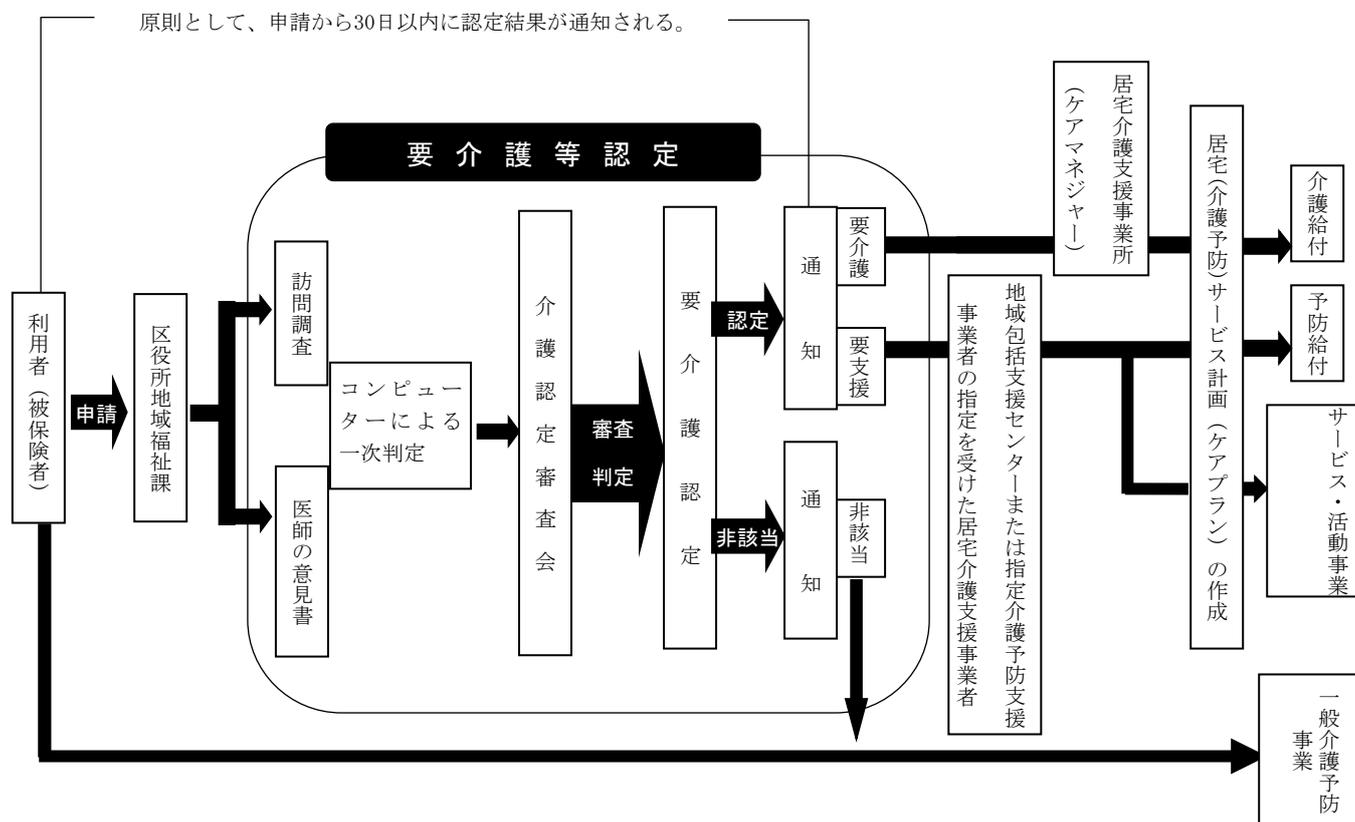
③ 要介護等認定の申請・居宅（介護予防）サービス計画の作成

介護が必要なときは、区役所地域福祉課へ要支援・要介護認定（以下「要介護等認定」という。）の申請を行う必要がある（居宅介護支援事業者等に代行申請の依頼も可能）。要支援又は、要介護の状態にあるかどうか、調査員の調査結果とかかりつけ医師の意見書をもとに、介護認定審査会で審査判定する。

要介護と認定された人の居宅サービス計画は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族の希望を尊重して作成し、その居宅サービス計画に沿ったサービス利用のための調整、手配を行う（居宅サービス計画の作成に係る費用は全額保険給付がなされ、自己負担はなし）。

また、要支援と認定された人の介護予防サービス計画は、利用者の状態の維持改善が図られるよう支援することを目的に、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）を通じて作成する。

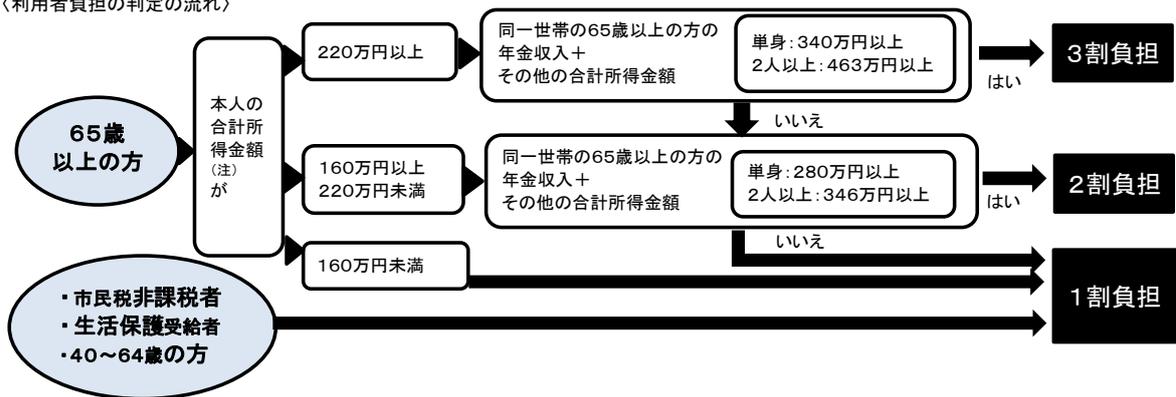
要介護等認定の申請からサービス利用までの手続



④ 利用者負担

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割又は3割が自己負担となる（施設入所又は短期入所時は居住費（滞在費）及び食費も自己負担となる）。なお、1ヶ月の利用者負担が上限を超えるときは、申請により、所得に応じてその差額が高額介護（介護予防）サービス費として支給される。また、申請により、施設入所時又は短期入所時の居住費（滞在費）及び食費の負担も所得等に応じて減額される。

(利用者負担の判定の流れ)



(注)合計所得金額とは・・・収入から公的年金控除、必要経費等を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

高額介護（介護予防）サービス費の利用者負担上限額（月額）

区分	利用者負担上限額
(注1) 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	世帯 140,100円
(注1) 課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方	世帯 93,000円
(注1) 課税所得380万円（年収約770万円）未満で 市民税課税世帯の方	世帯 44,400円
市民税非課税世帯	世帯 24,600円
・前年の合計所得金額及び公的年金等収入額の合計が80万円（注2）以下の方 ・高齢福祉年金受給者	世帯 24,600円 個人 15,000円
・生活保護受給者の方 ・利用者負担額を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方	世帯 15,000円 個人 15,000円

(注1) 同一世帯の65歳以上の方の中で、最も課税所得の多い方の課税所得で算定する。

(注2) 令和7年8月より80万9千円に変更されます。

居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

	対象	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室 従来型個室	多床室	
第3段階 ②	・世帯（注1）全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金、障害年金など）収入額の合計額が年額120万円超の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】
第3段階 ①	・世帯（注1）全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金、障害年金など）収入額の合計額が年額80万円（注2）超120万円以下の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

第2段階	・世帯(注1)全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金(遺族年金、障害年金など)収入額の合計額が年額80万円(注2)以下の方	880円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	880円	550円 (380円)	0円	300円

(注1) 配偶者(事実婚も含む。)が別世帯にいる場合、その配偶者を含める。

(注2) 令和7年8月より80万9千円に変更されます。

※ 預貯金等の合計額が、第1段階の方は1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円)、第2段階の方は650万円(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円)、第3段階①の方は550万円(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円)、第3段階②の方は500万円(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円)を超える場合は、負担軽減の対象外となる。

※ () 内は介護老人福祉施設に入所又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

【 】内は短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の額

※ 施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となる。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護(介護予防)サービス費として介護保険から施設に支払われる。

⑤ 低所得世帯等の利用者負担の軽減

ア 社会福祉法人による利用者負担の軽減

低所得(市民税世帯非課税)で特に生計が困難な方で一定の要件を満たせば、一部の社会福祉法人において、対象サービス(介護老人福祉施設サービス、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護等)を利用する際に、その利用者負担が軽減される場合がある。

また、生活保護受給者及び支援給付受給者については、一部の社会福祉法人において、対象サービス(介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)の個室を利用する際に、その居住費(滞在費)の負担額が0円となる場合がある。

イ 課税世帯への特例措置

高齢夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費(滞在費)、食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、一定の要件を満たせば、施設の居住費(滞在費)、食費が軽減される場合がある。

ウ 障害者の方のための負担軽減

介護保険導入に伴う負担の激変緩和を図るため、低所得の障害者がホームヘルプサービスを利用していた場合等、一定の要件を満たせば、利用者負担額が減額される場合がある。

⑥ 保険料の減免について

次の要件のいずれかに該当するとき、介護保険料が減免される場合がある。

- ア 震災・風水害・火災等の災害により、住宅等の財産に著しい損害を受けたとき。
- イ 生計中心者の死亡、障害又は長期入院により、所得が著しく減少したとき。
- ウ 生計中心者の事業又は業務の休廃止、著しい損失、失業等により所得が著しく減少したとき。
- エ 生計中心者の所得が干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁などにより著しく減少したとき。
- オ 第1号被保険者が刑務所などに拘禁され保険給付の制限を受けるとき。
- カ 世帯全員が市民税非課税で特に生活に困ったとき（第1段階に該当する方を除く）。

以下のすべてに該当する方

- ・申請時点で世帯員全員が市民税非課税であること
- ・世帯の年間収入が右表の条件に該当すること
- ・他の世帯に属する人の所得税・住民税の扶養控除において、扶養親族となっていないこと
- ・他の世帯に属する人の医療保険の被扶養者になっていないこと
- ・本人および世帯に属する世帯員全員が所有する預貯金、国債・地方債等の元本の合計額が次の額以下であること

世帯の年間収入	
1人世帯	年収150万円以下
2人世帯	年収198万円以下
3人世帯	年収246万円以下

※以降世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算（医療費や社会保険料等、控除できる額があり、詳しくは相談。）

1人世帯で350万円（以降世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額）

- ・本人および世帯に属する人が居住用以外に処分可能な土地・家屋を所有していないこと

⑦介護保険指定事業者の状況（令和7年4月1日現在）

単位：ヶ所

指定居宅介護支援事業者		指定介護予防支援事業者	
居宅介護支援	362	介護予防支援	31
指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業者	
訪問介護	574	介護予防訪問入浴介護	9
訪問入浴介護	10	介護予防訪問看護	235
訪問看護	244	介護予防訪問リハビリテーション	5
訪問リハビリテーション	6	介護予防居宅療養管理指導	0
居宅療養管理指導	0	介護予防通所リハビリテーション	0
通所介護	170	介護予防短期入所生活介護	53
通所リハビリテーション	0	介護予防短期入所療養介護	20
短期入所生活介護	57	介護予防福祉用具貸与	125
短期入所療養介護	21	特定介護予防福祉用具販売	122
福祉用具貸与	126	介護予防特定施設入居者生活介護	42
特定福祉用具販売	122	指定地域密着型介護予防サービス事業者	
特定施設入居者生活介護	43	介護予防小規模多機能型居宅介護	15
指定地域密着型サービス事業者		介護予防認知症対応型通所介護	17
小規模多機能型居宅介護	22	介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方のみ）	71
認知症対応型通所介護	17	介護予防・日常生活支援総合事業者	
認知症対応型共同生活介護	73	介護予防訪問サービス	530
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	介護予防通所サービス	293
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	担い手登録型訪問サービス	9
看護小規模多機能型居宅介護	19	担い手登録型通所サービス	12
地域密着型通所介護	146	短期集中通所サービス	16
夜間対応型訪問介護	0		
介護保険施設			
介護老人福祉施設	44		
介護老人保健施設	20		
介護医療院	1		
		合計	3,698

(注) 1 市内に所在する事業者。

2 みなし指定を除く。

みなし指定…病院、診療所、薬局が一定の要件（保険医療機関又は保険薬局などの承認を受けているなど）を満たした場合、又は介護老人保健施設及び介護医療院が指定を受けた際に、それぞれ一定の種類の介護サービスについて、指定居宅サービスの指定があったものとみなす、事業者指定の特例（介護保険法第71、72条、115条の11）

⑨ 介護保険事業状況

ア 第1号被保険者の状況（令和7年3月末現在）

単位：人

第 1 号 被 保 険 者				
65歳以上 75歳未満	75歳以上	(再掲) 外国人 被保険者	(再掲) 住所地特例 被保険者	合 計
86,937	141,983	2,051	1,282	228,920

イ 要介護（要支援）認定者数（令和7年3月末現在）

単位：人

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	12,953	9,479	9,740	9,287	6,696	7,167	5,052	60,374
65歳以上75歳未満	1,260	1,066	802	968	617	583	514	5,810
75歳以上	11,693	8,413	8,938	8,319	6,079	6,584	4,538	54,564
第2号被保険者	109	145	78	171	120	141	121	885
合 計	13,062	9,624	9,818	9,458	6,816	7,308	5,173	61,259

ウ 介護給付費決算額

単位：円

種 別	令和5年度	令和6年度
居 宅 サ ー ビ ス	50,895,886,657	53,115,371,636
地域密着型サービス	10,907,721,234	11,139,505,489
施 設 サ ー ビ ス	16,300,678,283	16,909,660,841
審査支払手数料	75,444,587	78,050,380
高額介護サービス費	2,472,401,779	2,631,790,075
高額医療合算介護サービス費	324,063,396	365,116,018
特定施設入所者サービス費	1,181,865,254	1,160,426,007
合 計	82,158,061,190	85,399,920,446

エ 収納状況（第1号被保険者 保険料・現年分 各年度5月末現在）

年度	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
令和4年度	17,000,254,170	16,907,531,260	99.45
令和5年度	16,876,326,310	16,779,333,710	99.43
令和6年度	18,647,052,590	18,552,672,260	99.49

オ 令和7年度介護保険事業特別会計予算

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
介 護 保 険 料	18,082,682	総 務 費	2,654,027
国 庫 支 出 金	24,114,236	保 険 給 付 費	88,161,399
府 支 出 金	12,470,475	地 域 支 援 事 業 費	3,920,863
支 払 基 金 交 付 金	24,783,212	公 債 費	20
財 産 収 入	3,285	諸 支 出 金	317,855
繰 入 金	15,592,158	予 備 費	10,000
諸 収 入	18,116		
歳 入 合 計	95,064,164	歳 出 合 計	95,064,164

(2) 介護予防事業（長寿社会部 長寿支援課）

① げんきあっぷ教室

運動指導員等の専門スタッフによって、ストレッチや筋力トレーニング等介護予防のための運動指導を実施する。

② 地域出前型げんきあっぷ教室

地域の自主活動グループに運動指導員を派遣し、ストレッチや筋力トレーニング等介護予防のための運動指導、体力測定を実施する。

③ 自主運動グループ育成事業

運動を希望するグループを保健師や理学療法士、運動指導員が支援する。

④ 低栄養予防出前啓発事業

地域のボランティアの協力を得るなどして、管理栄養士等が低栄養予防のための「出前講座」を開催する。

⑤ 口腔機能向上の普及啓発事業

歯科衛生士や言語聴覚士等が口腔機能向上のための「出前講座」を実施する。

⑥ 介護予防・健康教室

保健師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が介護予防や健康づくり全般に関する講座を実施する。

⑦ ひらめき脳トレプラス教室

関西大学との連携事業で制作した、認知症予防に効果のある「堺コッカラ体操」とグループワークでのおしゃべり交流、認知、注意課題、漢字音読等、脳の活性化につながる取組に加え、口腔ケアやお口の体操、食生活ワンポイントアドバイスなどを実施する。

⑧ 介護予防「あ・し・た」プロジェクト

これまで健康や介護予防に無関心であった層に参加を促し、あるく（身体活動）、しゃべる（社会参加）、たべる（食生活・口腔機能）のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを実施する。

8 障害福祉

本市においては、令和6年3月に、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5（2023）年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」（令和3（2021）年3月策定）を基本としつつ、本市の障害福祉の状況をふまえ、障害施策を一体的に推進するため「第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」を策定した。本計画の基本理念は、これまでの計画の基本理念を継承しながら「障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現」としている。また、基本理念の実現に向けた基本方針として「権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重」、「ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開」、「社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現」としており、実現に向けた施策の展開と方向性を定め、様々な事業を計画的に進めている。

(1) 身体障害者福祉

① 身体障害者手帳等級別所持者数（障害福祉部 障害者更生相談所、各保健福祉総合センター）

単位：人

障害別 級別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内 部	合 計
1 級	634	270	12	2,965	6,286	10,167
2 級	749	646	21	3,547	165	5,128
3 級	126	325	210	3,123	1,506	5,290
4 級	153	724	160	4,798	2,944	8,779
5 級	369	12	—	2,209	—	2,590
6 級	114	1099	—	1,097	—	2,310
計	2,145	3,076	403	17,739	10,901	34,264

（令和7年3月31日現在）

② 令和6年度身体障害者手帳新規交付者数

（障害福祉部 障害者更生相談所、各保健福祉総合センター）

単位：人

視 覚	聴覚・平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内 部	合 計
99	189	30	638	924	1,880

（令和7年3月31日現在）

③ 各種事業（障害福祉部 障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課、各保健福祉総合センター）

ア 身体障害者相談員

身体障害者の相談に応じ、自立のために必要な援助・指導を行っている。市長より依頼をされた17人がこれにあたっている。

イ 聴覚障害者相談員

各保健福祉総合センターに聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者の方に対して日常・社会生活上の各種相談に応じている。令和6年度は3,754件の相談があった（9：00～16：00）。

ウ 手話通訳者・要約筆記者（令和6年度）

手話通訳者数（人）	延派遣回数（回）
77	2,673
要約筆記者数（人）	延派遣回数（回）
82	250

エ 補装具その他の給付制度

○ 補装具費の支給

身体上の障害や難病を原因とした身体機能の制限を補うため必要な用具（車いす、補聴器、義肢・装具等）の購入、借受け及び修理に要する費用の支給を行っている。

○ 日常生活用具の給付

障害に応じた日常生活用具（移動・移乗支援用具、特殊寝台等）の給付を行っている。

令和6年度交付・給付状況

補装具の購入・修理	日常生活用具の給付
1,794件	25,699件

○ 難聴児特別補聴器の購入に要する費用の支給

身体障害者手帳の交付の対象にならない中等度及び軽度の難聴児に対し、言語訓練及び生活適応訓練を促進するために補聴器、イヤモールドの購入及び補聴器の修理に要する費用の支給をしている。

○ 利用者負担の減額

同一年度内で2回目以降の申請の場合は、自己負担上限月額を本来の2分の1の額とする。また、障害児のみ、一般世帯で市民税所得割額が33,000円未満の場合は負担上限月額を24,600円とする。

オ 日常生活・社会生活の充実

○ 自動車改造費助成

身体障害者が利用する自動車の改造を行うための費用を10万円を上限に助成している。

令和6年度助成状況

自動車改造助成件数
11件

○ **重度障害者福祉タクシー利用料金助成**

視覚、下肢、体幹、内部の障害が1～2級の重度障害者（児）又は重度知的障害者（児）が、日常生活を営むうえでタクシーの利用が必要な場合に、乗車1回につき500円（福祉タクシーの車両に乗車する場合は1,000円）を助成している。

○ **重度障害者等住宅改修費の給付**

65歳未満（40歳から64歳までの特定疾病による介護保険対象者を除く。）又は、3か月以内に要介護・要支援認定申請を行い、非該当と判定された65歳以上の方で身体障害者手帳の1級又は2級（下肢機能、体幹機能又は脳原性移動障害の場合は3級以上の方）、あるいは、重度知的障害者（児）がいる世帯に対して、日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し生活の利便性を図るため、浴室、便所などの住宅設備の改修工事に係る費用を50万円を限度に助成している。

○ **訪問入浴サービス事業**

このサービスによらなければ入浴することが困難な身体障害者の居宅に訪問し、入浴サービスを提供している。

○ **障害児施設入浴サービス事業**

中学生及び高校生又はこれらを卒業した者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自宅での入浴が困難な障害児に、施設で入浴（送迎付）が受けられるサービスを提供している。

○ **障害者就業・生活支援事業**

就職を希望している障害者からの相談に応じ、職業準備訓練や職場実習等のあっせん、必要に応じて職業評価を行うとともに、日常生活上の問題についての助言・指導を行っている。

また、就労している障害者を対象に、家庭や職場を訪問し、安定した職場生活を送れるよう職場定着支援も行っている。

○ **障害者基幹相談支援センター**

障害者やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援を行っている。

なお、区域を担当する区障害者基幹相談支援センター（7ヶ所）と、市全域（広域）を担当する総合相談情報センター（1ヶ所）を設置している。

○ **障害者（児）自立生活訓練事業**

地域で自立して生活をしていくことを希望する障害者（児）に、集団生活に関する指導や日常生活訓練（宿泊）の機会の提供等を行っている。

カ 障害者スポーツ大会の推進

○ **障害者スポーツ大会**

障害者がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさを体験しながら競技力を向上させるとともに、「全国障害者スポーツ大会」の予選会を兼ねて実施しており、競技の普及拡大を目的とした「オープン競技の部」も実施している。主な競技種目として、陸上・水泳・アーチ

ェリー・卓球・フライングディスク・ボウリング・ボッチャなどがある。

○ 障害者スポーツ・レクリエーション大会

障害者がスポーツを通じて体力の維持増強、相互の親睦と交流を図ることを目的として、昭和51年度より障害者スポーツ大会（平成18年度から現在の障害者スポーツ・レクリエーション大会）を実施している。

キ 視覚障害者教養講座

視覚障害者を対象にお茶・お花の講座や身だしなみ講座を行っている。

ク 視覚障害者生活訓練

視覚障害者を対象に総合的な生活訓練事業（日常生活動作、歩行、点字、パソコン等）を実施している。

ケ 音声パソコン初心者講習会

視覚障害者を対象に、音声読み上げソフトを利用して、パソコンの基本操作の講習会を開催している。

コ 点字読み方初心者講習会

視覚障害者を対象に、点字の読み方の基礎について講習会を実施している。教材を利用して点字の触り方・読み方を中心に学習する。

サ 白杖操作初心者講習会

視覚障害者を対象に、白杖の選定、持ち方、基本的な操作の講習会を開催している。

シ 見えない・見えにくい人のための交流サロン

見えない・見えにくい方、ご家族、支援者を対象に、スポーツ体験、最新の情報提供等の交流会を実施している。

ス 聞こえない・聞こえにくい人のための交流サロン

聞こえない・聞こえにくい方、ご家族、支援者を対象に、様々な分野で活躍する聞こえない人の体験談や新しい支援機器等の情報提供等の教養講座等を実施している。

セ 障害者文化・芸術・交流事業

障害者が気軽に参加できる文化・芸術・レクリエーションに関する各種教室や催しを開催している。

ソ 市民向け手話講座

ろうあ者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、また市民を対象に手話への理解を広め手話のできる市民を養成するため開催している。

タ 手話通訳者養成講座

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術をもつ手話通訳者を養成している。

チ 要約筆記者養成講座

聴覚障害者の福祉に理解を有し、難聴者・中途失聴者のコミュニケーションや社会参加を支援する要約筆記者を養成している。

ツ 点字版・デージー版広報さかいの発行

一般の活字を読むことが困難な視覚障害者のために、点字版及びデージー版による広報さかいを毎月発行している。

テ ボランティア養成事業

○ 音訳講習会

音訳ボランティア養成のための基礎音訳講習会や、活動中の音訳ボランティアを対象としたスキルアップ音訳講習会を開催している。

○ 点訳講習会

点訳ボランティア養成のための点訳講習会、活動中の点訳ボランティアを対象としたスキルアップ講習会を開催している。

ト 啓発事業

○ 「障害者週間」フェスティバル

障害者問題に対する理解を深めることを目的に、「障害者週間」の啓発活動事業として12月3日～9日頃に市民を対象に点字体験やパラスポーツ体験会、バリアフリー映画の上映などを行っている。

○ 障害理解促進事業

障害理解の促進を図るため、市内の小中学校や地域等での授業・学習会・交流会などの場に講師を派遣する事業を実施している。

- ・パラスポーツ体験
- ・視覚障害体験
- ・聴覚障害体験
- ・障害のある方のしごとに関する講演
- ・車椅子体験など

ナ 地域活動支援センター運営事業

障害のある方の日常生活の交流の場としてレクリエーションやプログラム等の機会を提供し、地域や関係機関と連携しながら、自立生活を促進することを目的とした事業を実施している。

○ **地域活動支援センター連携強化型**

堺市の相談支援体制における地域拠点のひとつとして、居場所の提供に加えて、関係機関等との連携を図り利用者の地域生活への移行や日常生活に関する相談を行っている。

○ **地域活動支援センター居場所支援型**

主にプログラム活動や当事者の力を高める機能を持ち、利用者の生活に密着した支援を行っている。17時以降又は土日いずれかも開所している。

○ **地域活動支援センター入浴支援強化型**

重度の障害があり、自宅で入浴が困難な方に、入浴サービスを中心とした創作的活動や社会との交流促進など、多様な活動を実施している。

(2) **知的障害者福祉**

① **療育手帳所持者数**（障害福祉部 障害者更生相談所、各保健福祉総合センター）

単位：人

種 別	A	B ₁	B ₂	合計
人 数	3,646 (722)	2,415 (490)	3,761 (1,590)	9,822 (2,802)

(令和7年3月31日現在)

(注) 1. Aは重度、B₁は中度、B₂は軽度の知的障害者である。

2. () は18歳未満の児童で、内数である。

② **各種事業**（障害福祉部 障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課、各保健福祉総合センター）

ア **知的障害者相談員**

知的障害者の相談に応じ、自立のために必要な援助を行っている。市長より依頼された4人がこれにあたっている。

イ **日常生活用具の給付**……（第11章11-44頁同項参照）

ウ **重度障害者福祉タクシー利用料金助成**……（第11章11-45頁同項参照）

エ **重度障害者等住宅改修費の給付**……（第11章11-45頁同項参照）

オ **障害児施設入浴サービス事業**……（第11章11-45頁同項参照）

カ **障害者就業・生活支援事業**……（第11章11-45頁同項参照）

キ **障害者基幹相談支援センター**……（第11章11-45頁同項参照）

ク **障害者（児）自立生活訓練事業**……（第11章11-45頁同項参照）

ケ **障害者スポーツ大会の推進**……（第11章11-45頁同項参照）

コ **障害者文化・芸術・交流事業**……（第11章11-46頁同項参照）

サ **「障害者週間」フェスティバル**……（第11章11-47頁同項参照）

シ **地域活動支援センター運営事業**……（第11章11-47頁同項参照）

(3) 精神障害者福祉

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(健康部 精神保健課、各保健センター (美原区は美原区役所地域福祉課))

単位：人

等級	1級	2級	3級	合計
人数	1,526	9,166	2,296	12,988

(令和7年3月31日現在)

③ 各種事業 (障害福祉部 障害施策推進課)

ア 障害者基幹相談支援センター…… (第11章11-45頁同項参照)

イ 精神障害者相談員

精神障害者の相談に応じ、自立のために必要な援助を行っている。市長より依頼された9人がこれにあたっている。

ウ 障害者就業・生活支援事業…… (第11章11-45頁同項参照)

エ 地域活動支援センター運営事業…… (第11章11-47頁同項参照)

オ 障害者(児)自立生活訓練事業…… (第11章11-45頁同項参照)

カ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害のある方とご家族等への相談支援や、関係団体・支援機関との連携、広く市民に対する啓発活動を行っている。

(4) 手当・各種助成

① 重度障害者医療費助成制度…… (第11章11-11頁同項参照)

② 自立支援医療(更生医療)の給付 (障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター)

身体障害者の身体上の障害を軽減・除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療を指定機関において行うもので、自立支援医療(更生医療)の給付は、原則として医療費の1割を本人が自己負担し、医療保険の負担を差し引いた医療費を給付する。(所得に応じた負担上限額あり。)令和6年度はそ入院1,127件、入院外11,354件に給付した。本市内では堺市立総合医療センター他、39病院・診療所が指定医療機関に指定されている。

③ 重症障害者医療的ケア支援事業 (障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター)

身体上の障害のため常時家族の看護が必要な重症の身体障害者(18歳未満の在宅の身体障害児を含む。)のいる家族に対し、家族の看護の負担を軽減し、その福祉の増進を図るため、医療的ケアを行う看護師を派遣している。

④ 特別児童扶養手当 (障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター)

20歳未満であって次に掲げる程度の障害を有する人を家庭において介護する場合、その保護者等に(特別児童扶養手当1級は月額56,800円、2級は月額37,830円)支給している。令和6年度末の受給権者数は2,467人であった。

障害の程度

- ア 身体障害者手帳（内部障害除く）1級、2級、3級及び4級の一部
- イ 療育手帳A、B₁
- ウ 医師の診断によりア・イと同等と認められる障害

⑤ 特別障害者手当（障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター）

20歳以上の重度の障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障害者に月額29,590円を支給している。令和6年度末の受給者は1,617人、総支給額557,828千円であった。

⑥ 障害児福祉手当（障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター）

20歳未満の重度の障害児で、日常生活において常時介護を要する在宅の障害児に月額16,100円を支給している。令和6年度末の受給者は472人、総支給額85,404千円であった。

⑦ 外国人重度障害者特別給付金（障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター）

障害基礎年金等を受けることができない外国人又は外国人であった重度心身障害者に月額20,000円を支給している。令和6年度末の受給者は1人、総支給額240千円であった。

⑧ 大阪府重度障害者在宅介護支援給付金

（障害福祉部 障害支援課、各保健福祉総合センター）

重度の知的障害がありかつ身体障害者手帳1級又は2級を有する者と同居する介護者に対して月額10,000円を支給している。

(5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（障害福祉部 障害福祉サービス課）

平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」が施行された。

これは、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活をより総合的に支援するためのもので、以下の点において充実が図られた。

- 障害者の範囲に、難病等を追加。難病患者等であって、本法における障害者の定義に該当する場合は、障害者手帳を取得できない場合等であっても、障害福祉サービス（表1）の利用が可能となる。
- 「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正（平成26年4月施行）
- 障害者に対する支援の充実（一部平成26年4月施行）
- サービス基盤の計画的整備

表1 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

①介護給付	②訓練等給付
居宅介護（ホームヘルプサービス） 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 療養介護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 施設入所支援	共同生活援助（グループホーム） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援（令和7年10月から） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助

表2 障害福祉サービス支給決定状況・利用状況

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

（令和7年3月現在）

サービス種類	支給決定人数		利用人数		利用量	
	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者
居宅介護	185	4,873	102	3,428	1,426時間	69,891.8時間
重度訪問介護	0	248	0	230		41,498.5時間
行動援護	16	201	6	172	221時間	4,971時間
同行援護	2	460	0	317		8,543時間
生活介護	0	2,652	0	2,410		47,361日
宿泊型自立訓練	0	2	0	2		62日
自立訓練（機能訓練）	0	30	0	28		289日
自立訓練（生活訓練）	0	165	0	142		1,955日
就労移行支援	0	365	0	318		5,425日
就労継続支援（A型）	0	693	0	568		10,407日
就労継続支援（B型）	0	4,646	0	3,809		67,121日
短期入所	605	1,926	161	633	1,029日	4,739日
療養介護	0	129	0	129		3,942日
共同生活援助	0	1,671	0	1,564		44,565日
施設入所支援	0	415	0	407		12,596日
就労定着支援	0	187	0	130		153日
自立生活援助	0	15	0	14		14日

（令和7年3月現在）

地域生活支援事業 サービス種類	支給決定人数		利用人数		利用量	
	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者
移動支援	442	5,362	121	2,555	999.0時間	36935.0時間
日中一時支援	493	1,416	40	44	85.0日	95.25日

<利用者負担の仕組み>

「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、サービス利用の際に必要な利用者負担の額については、平成24年4月から、所得に応じた負担に変わった。ただし、サービス利用量が少なく、費用の1割負担の方が低い場合には、1割負担になる（表3）。

また、食費や光熱水費等の実費負担については、低所得者に配慮した軽減措置（表4）が設けられている。

表3 負担上限月額

所得区分	利用者負担額（月額） ＜ただし、費用の1割負担の方が低い場合には、1割負担＞	
	生活保護	0円
低所得		
一般1	居宅で生活する18歳未満の障害児	4,600円
	居宅で生活する18歳以上の障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	37,200円	

※低所得： 市民税非課税世帯に属する方

※一般1： 市民税課税世帯に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が16万円（18歳未満の場合は28万円）未満の方

イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得割額が28万円未満の方

※一般2： 市民税課税世帯に属する方で、「一般1」以外の方

表4 利用者負担の軽減措置

配慮措置の種類		入所施設 (20歳以上 の利用者)	入所施設 (20歳未満 の利用者)	通所施設 ショート ステイ	グループホーム	ホームヘルプ サービス
定率 負担	(ア) 高額障害福祉 サービス費	○	○	○	○	○
	(イ) 生活保護への移 行防止	○	○	○	○	○
食費 ・光熱 水費	(ウ) 補足給付	○	○		○ (家賃補助)	
	(エ) 通所サービス等 の食費軽減			○		

(ア) 高額障害福祉サービス費

世帯の中で障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、児童福祉サービスの利用者がある場合や、介護保険サービスの利用者が障害福祉サービスを利用した場合は、利用者負担額を超えた分が高額障害福祉サービス費として支給される（償還払い方式が原則となる。）

例えば、一般2の世帯で2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合であっても、世帯全体の利用者負担の合計額としては、37,200円が上限となる。

なお、平成24年4月から、補装具と障害福祉サービス利用の場合も対象となっている。

(イ) 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

ホームヘルプやショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合がある。

(ウ) 生活保護への移行防止

各種の利用者負担軽減措置を講じても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで利用者負担額や食費等実費負担を引き下げる。

(エ) 補足給付

入所施設の食費及び光熱水費の実費負担額は施設ごとに設定されるが、実費負担額のうち、収入に応じた一定額を減額する措置が講じられる。

なお、減額した額については、市から施設へ補足給付として支払われる。

また、グループホーム入居の場合も、平成23年10月から補足給付として家賃補助（上限月額10,000円）が支給されている。

(オ) 通所サービス等の食費軽減

通所施設又はショートステイ（短期入所）を利用する場合、低所得者（市民税所得割額16万円未満の方）については、食費のうち、食材料費のみの負担となるよう減額（人件費相当分を減額）する措置が講じられる。

なお、減額した額については、市から施設へサービス報酬に加算して支払われる。

(6) 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）（障害福祉部 障害福祉サービス課）

「障害者総合支援法」では、ガイドヘルパーの制度は地域生活支援事業の一つとして位置付けられている。本市では、以下のとおり実施している。

<サービス内容>

屋外での移動が困難な者に対してガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援する。

<対象者>

単独で外出することが困難で、付き添いを必要とする状況にある全身性障害者、知的障害者及び精神障害者（行動援護、重度訪問介護利用者を除く。）

なお、視覚障害者については、「同行援護」の利用となる。

<利用者負担の仕組み>

本市では、所得にかかわらず一定時間数までの利用については無料とし、それを超える利用についてのみ1割負担（30分あたり80円となる。）が発生する仕組みとすることで、利用者の負担軽減、社会参加の促進を図っている。

区 分		無料	1割負担
身体障害者		～25時間	～50時間
知的障害者・精神障害者		～18時間	～40時間
18歳未満の障害児		～10時間	～20時間 (8月のみ40時間)
施設入所者 (18歳以上)	一時帰宅中の外出	～15時間	～25時間
	施設を起点とする外出 (市内施設のみ)	—	～25時間
	施設を起点とする外出で、地域生活への移行を目指す場合 (1年間のみ)	～15時間	～25時間

※生活保護及び市民税非課税世帯の場合は、1割負担はなし。

<2人介護対象者の利用時間>

対象者1人に対してその移動支援の提供に2人のガイドヘルパーが従事する場合は、上記の利用時間数の2倍の範囲内で利用することができる。

(7) 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業

重度訪問介護を利用する障害者を対象に大学などに修学する際の通学及び大学などの敷地内における身体介護などの支援を実施している。

(8) 日中一時支援事業 (日帰りショートステイ) (障害福祉部 障害福祉サービス課)

「障害者総合支援法」の施行に伴い、短期入所 (ショートステイ) のうち宿泊を伴わないもの (いわゆる「日帰りショートステイ」) については、市町村が行う地域生活支援事業の一つとして位置付けられている。

本市では、次のとおり実施している。

<利用者負担の仕組み>

原則1割となるが、以下のとおり負担上限月額を設けている。

生活保護	低所得	一般
0円	0円	4,000円

<対象者>

宿泊を伴う短期入所 (ショートステイ) の支給決定を受けている者

(9) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 (障害福祉部 障害福祉サービス課)

重度の障害のため意思疎通に支援が必要な者が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る。

次の要件を全て満たす者が対象となる (施設入所者及び就学前児童は対象外)

- ・本市から「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「移動支援」「同行援護」のいずれかの支給決定を受けている者（重度訪問介護の支給決定者のうち障害支援区分4以上の者は対象外）
- ・障害支援区分認定調査のうち、コミュニケーションの項目において「日常生活に支障がない」以外である者又は、説明の理解の項目が「理解できる」以外に該当すると認められる者（「移動支援」利用の場合は準じる者）

(10) 障害者更生相談所

18歳以上の身体に障害のある方や知的に障害のある方にかかわる専門相談機関である。

医師やケースワーカー、心理判定員などが専門的な相談を受け、必要に応じて医学的・心理学的・職能的な判定を行い、障害者の自立や社会参加を支援する。

[相談内容]

- ・補装具、更生医療、療育手帳などの判定や教育・進路、地域生活への移行などの相談

○相談・判定件数（令和7年3月31日現在）

(身体障害者)

単位：件

相談内容						判定内容				
更生医療	補装具	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
555	772	1	0	0	1,328	1,327	0	0	0	1,327

(知的障害者)

単位：件

相談内容						判定内容				
療育手帳	教育	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
1,410	2	5	1	0	1,418	61	1,410	0	1	1,472

(11) 施設

① 健康福祉プラザ

障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設

ア 施設の概要

所在地 堺区旭ヶ丘中町4-3-1
敷地面積 8,302㎡
建築面積 4,476㎡
延床面積 17,351㎡
構造 鉄筋コンクリート造
(鉄筋鉄骨コンクリート造一部鉄骨造)
地上4階、地下1階、塔屋1階
開設年月日 平成24年4月1日



健康福祉プラザ

イ 館内施設

	センター名称	業務内容	連絡先	場所
健康福祉センター	市民交流センター (市民交流センター・授産活動支援センター)	文化芸術教室・交流事業、ボランティア養成・育成、授産活動支援、施設の利用貸出(研修室、クッキングルーム、クラフトルーム)など	電話：275-5017 FAX：243-0330	4階
	スポーツセンター	スポーツ・レクリエーション事業、障害者スポーツ振興事業、施設の利用貸出(プール・体育館・トレーニング室)など	電話：275-5029 FAX：243-4545	B1階
	視覚・聴覚障害者センター (点字図書館・聴覚障害者情報提供施設)	視覚・聴覚障害者に対する音訳・点字図書・字幕入りビデオなどの貸出、ボランティア養成・育成、コミュニケーション支援、相談など	電話：275-5024 FAX：243-2222	2階
	生活リハビリテーションセンター	障害者に対する各種機能訓練・生活訓練、高次脳機能障害に関する相談支援、情報提供、普及啓発など	電話：275-5019 FAX：243-0202	4階
	総合相談情報センター	障害に関する総合的な相談支援、地域の複雑困難な相談への技術指導・支援、各種情報の収集・集約・発信など	電話：275-8166 FAX：244-7777	1階
	障害者就業・生活支援センター 『エマリス堺』	就労を希望する障害者への就業生活・日常生活・社会生活の総合的支援、就職や職場定着支援など	電話：275-8162 FAX：275-8163	4階
	発達障害者支援センター 『アプリコット堺』	※第11章 11-60 頁同項参照	電話：275-8506 FAX：275-8507	3階
	難病患者支援センター	※第11章 11-72 頁同項参照	電話：275-5056 FAX：275-5038	4階
	重症心身障害者(児)支援センター 『ベルデさかい』	重症心身障害者(児)に対する入所・短期入所、通所、相談支援、外来診療など	電話：275-8510 FAX：243-5900	1階 2階
行政機関	子ども相談所	※第12章 12-33 頁同項参照	電話：245-9197 FAX：241-0088	3階
	障害者更生相談所	※第11章 11-55 頁同項参照	電話：245-9195 FAX：244-3300	3階
	こころの健康センター	※第11章 11-72 頁同項参照	電話：245-9192 FAX：241-0005	3階

② 障害者集会所

在宅心身障害者の交流を促進し、福祉の向上に資するための施設である。

区分	所在地	電話番号	延床面積	開設年月日
新金岡市民センター内(1階)	北区新金岡町4-1-8	252-2712	88㎡	昭和56年7月15日
泉ヶ丘市民センター内(1階)	南区茶山台1-7-1	294-0120	382㎡	昭和58年7月1日

③ 舢松職能訓練センター

企業への就労が困難な障害者等に対し、その就労・自立を推進するため、生活習慣を含む一定の訓練と技能養成を行う職能訓練センターを開設している。

所在地	電話番号	敷地面積	建築面積	延床面積	構造	開設年月日
堺区大仙西町 3-90-1	247-0443	967 m ²	614 m ²	1,829 m ²	鉄筋コンクリート 造3階建	昭和63年 4月1日

④ 重度障害者歯科診療所

心や体に障害がある、歯科診療に対する恐怖心が強いなどさまざまな理由で一般の歯科診療所では治療を受けることが困難な方への歯科診療を一般社団法人堺市歯科医師会との協力連携のもと行っている。

所在地 堺区大仙中町18-3
電話番号 243-4488
敷地面積 4,044.5m²
建築面積 580.4m²
延床面積 1,610.1m²
構造 鉄筋コンクリート造
地上3階
開設年月日 平成20年4月1日



重度障害者歯科診療所

9 障害児福祉

(1) こどもリハビリテーションセンター（障害福祉部 障害支援課）

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置した。

① 施設

ア 北こどもリハビリテーションセンター

旧肢体不自由児通園施設「あけぼの療育センター」を、診療所を併設した認可施設として、旧知的障害児通園施設「百舌鳥学園」の敷地内で建替え、肢体不自由児や知的障害児に対応できる機能を持った複合施設として北こどもリハビリテーションセンターが、平成15年4月に開所した。

平成31年4月に堺市立えのきはいむと堺市立北こどもリハビリテーションセンター第2もず園を統合。

所在地 西区上野芝町2-4-1
電話番号 279-0500
敷地面積 6,609m²
開設年月日 平成15年4月1日



北こどもリハビリテーションセンター

イ 南こどもリハビリテーションセンター

昭和56年の国際障害者年を契機に、大阪府は、南區城山台5-1（泉北ニュータウン光明池地区）に障害者（児）福祉エリアを設定し、本市は、平成6年4月にこどもリハビリテーションセンターを開所した。平成15年4月に、南こどもリハビリテーションセンターと名称を変更した。

所在地 南區城山台5-1-4
 電話番号 299-2031
 敷地面積 5,871㎡
 建築面積 2,850㎡
 延床面積 5,575㎡
 構造 鉄筋コンクリート造
 地下1階、地上4階（本館）
 開設年月日 平成6年4月1日



② 実施概要

児童発達支援センターでは、運動面や言語、社会性などの発達に遅れやつまずきのあるこども（0～5歳）について、保育・療育、リハビリテーションを行い、こどもの豊かな発達と自立を目的としている。

施設	実施内容等	連絡先	
		北こどもリハビリテーションセンター	南こどもリハビリテーションセンター
児童発達支援センター もず園（定員 120 名）/ つぼみ園（定員 80 名） ※令和 6 年 4 月 1 日から、医療型及び福祉型児童発達支援センターを一元化。	児童発達支援	もず園 電話：279-0500 FAX：270-2126	つぼみ園 電話：299-2031 FAX：299-2100
	保育所等訪問支援		
	あい・すてーしょん （障害児等療育支援事業）		
相談支援室 もず/ 相談支援室 つぼみ	障害児相談支援	相談支援室 もず 電話：279-3668 FAX：270-2126	相談支援室 つぼみ 電話：294-7944 FAX：298-0216
もず診療所/つぼみ診療所	小児科・整形外科・リハビリテーション科	もず診療所 電話：279-3768 FAX：270-2726	つぼみ診療所 電話：294-7941 FAX：299-2100

(2) 障害児支援施策（障害福祉部 障害福祉サービス課）

2012年（平成24年）4月に児童福祉法が改正され、以下のとおり障害児支援の強化が図られた。

- 障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化（支援の概要は表1のとおり）
- 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行
- 在園期間の延長措置の見直しにより、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 障害児相談支援の創設

表1 支援の概要

	支援の種類	支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
	放課後等デイサービス	就学児童を対象に、学校授業終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
	保育所等訪問支援	児童発達支援を行う施設・事業所などの訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校など児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など外出することが困難な障害児を対象に、児童発達支援等を行う施設・事業所などの訪問支援員が、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行う。
	医療型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療等を行う。

<利用者負担の仕組み>

障害児支援の利用者負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じない。

表2 負担上限月額

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
(1) 生活保護	生活保護受給世帯		0円
(2) 低所得	市町村民税非課税世帯		0円
(3) 一般1	市町村民税所得割合計額28万円未満世帯	通所支援利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
(4) 一般2	上記以外		37,200円

① 高額障害児通所（入所）給付費

同一世帯に在宅の障害福祉サービス費（障害者総合支援法）を受けている人と障害児通所（入所）給付費（児童福祉法）を受けている人がいる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額上限額まで軽減する。

② 生活保護への移行防止

各種の利用者負担軽減措置を講じても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担を引き下げる。

③ 補足給付

入所施設の食費及び光熱水費の実費負担額は施設ごとに設定されるが、実費負担額のうち、収入に応じた一定額を減額する措置が講じられる。

なお、減額した額については、市から施設へ補足給付として支払われる。

表3 障害児支援の利用状況 (令和7年3月実績)

支援の種類	利用人数	利用量
児童発達支援	1,271人	11,489日
放課後等デイサービス	2,585人	32,834日
保育所等訪問支援	291人	—
居宅訪問型児童発達支援	1人	—
福祉型障害児入所支援	0人	—
医療型障害児入所支援	11人	—

(3) 発達障害者支援センター (障害福祉部 障害支援課)

発達障害(疑いを含む)に関する支援の拠点として、本人、家族や関係機関等からの相談を受け、情報提供、発達支援、就労支援などを行っている。発達障害の正しい理解や支援の方法を広めるための研修や啓発活動も実施している。令和6年度は、相談・発達支援1,787件、就労支援1,391件、啓発・研修21件であった。

(4) 発達障害者(児)支援事業 (障害福祉部 障害支援課)

発達障害の早期発見・早期支援を推進するため、「4・5歳児発達相談」及び「さかいつこひろばにおける発達相談」を実施するとともに、発達支援コーディネーターが関係機関と連携し、発達障害児とその家族を支援している。

また、養育者勉強会(短縮版ペアレント・トレーニング)、「あい・ふあいる」活用セミナー、情報提供、超早期療育事業を行っている。

(5) 発達障害啓発事業 (障害福祉部 障害支援課)

広く市民へ発達障害の正しい理解と対応方法や相談機関等の周知を図るため、4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に合わせて、講演会、ブルーライトアップ、リーフレットの配布等の啓発活動を行う。

(6) 在宅乳幼児親子教室

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター)

保健センターにおける健康診査等により、児童の発達について経過観察又は集団指導が必要とされる在宅乳幼児及びその保護者を対象に実施している。令和6年度は、90回実施し、延614

人の参加があった。

(7) 障害児施設入浴サービス事業（障害福祉部 障害福祉サービス課）

中学生及び高校生又はこれらを卒業した者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自宅での入浴が困難な障害児に施設での入浴を提供し、当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。

(8) 堺市障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)（障害福祉部 障害支援課）

障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため、居宅等への訪問による相談指導、通所による相談指導、障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関への指導助言等を行い、当該児童及びその家族の福祉の向上を図る。

(9) あい・さかい・サポーター養成事業

（子育て支援部 幼保支援課、障害福祉部 障害支援課）

地域の認定こども園・保育所・幼稚園・学校・障害児支援事業所等、こどもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とするこどもとその支援が行えるよう2か年の専門研修を実施し、支援力の向上を図るとともに、各機関及び地域において中核となるサポートリーダーを養成する。また、サポートリーダーを対象に、スキルアップを目的としたフォローアップ研修を実施する。

(10) 障害児通所支援事業者育成事業（障害福祉部 障害支援課）

指定障害児通所支援事業者等を対象として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援を推進し、障害児の発達支援に資することで障害児通所支援事業の質の向上を図る。

(11) 発達障害医療機関等支援事業（障害福祉部 障害支援課）

円滑な発達障害の診療体制を整備するため、発達障害の高度な専門性を有する医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、医療関係者に向けた研修や医療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

発達障害の診断を行っている市内の医療機関の初診待機解消を目的に、診療前のアセスメント等を本事業において実施する。

また、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ」、「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ」、「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ」をいう。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とする。

(12) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（障害福祉部 障害支援課）

人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

10 その他の福祉

(1) 行旅病人・行旅死亡人関連事業（生活福祉部 生活援護管理課、各保健福祉総合センター）

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行き倒れ等による身元不明死亡者の埋葬手続きなどを行っている。令和6年度の取り扱い件数は2件であった。

(2) 中国帰国者対策事業（生活福祉部 生活援護管理課）

中国帰国者が、日本の生活になじみ安定した生活が送れるよう、中国帰国者相談室を開設し、必要な助言・指導を行っており、令和6年度の相談件数は1,681件であった。また、中国帰国者が多数住んでいる南区には、自立促進通訳員を設置し、令和6年度は1,960件の通訳を行った。

(3) 中国残留邦人等に対する地域生活支援事業（生活福祉部 生活援護管理課）

永住帰国した中国残留邦人等は言葉や生活習慣の相違から地域生活のうえでさまざまな困難に遭遇している。本事業は、帰国後の地域生活を円滑に行うため、地域での理解や見守り、助け合いなどを通じて安心して生活できる環境を構築し、中国残留邦人等の社会的自立を促すことを目的としている。

① 地域におけるネットワーク構築支援事業

地域で実施する日本語交流事業等を通じて、中国残留邦人等同士のネットワークづくり及び地域住民との交流を支援

② 自立支援通訳等派遣事業

日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時に通訳や指導員を派遣

③ 地域生活支援プログラム事業

- ・中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語学校に通学する交通費・教材代の支給
- ・就労に役立つ資格取得支援

(4) 援護事業

① 特別給付金及び特別弔慰金等の援護事業

（長寿社会部 長寿支援課、各保健福祉総合センター）

戦没者の遺族及び戦傷病者に対し、国において、恩給法・戦傷病者戦没者遺族等援護法・戦傷病者特別援護法の各種法律により、恩給、傷病年金、各種特別給付金、特別弔慰金等の援

護措置が講じられており、各区の地域福祉課で、各種特別給付金、特別弔慰金の申請手続き等の経由事務を行っている。

② 関係団体への活動補助及び大阪戦没者追悼式（長寿社会部 長寿支援課）

原爆被害者の会等が行う事業に補助を行い、福祉の増進と平和の希求についての啓発に努めるほか、市内戦没者・戦災物故者を慰霊し、平和の尊さを後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにすための事業として大阪戦没者追悼式を大阪府、大阪市と共催している。

(5) 共同浴場（長寿社会部 長寿支援課）

保健衛生の向上、健康の増進を図りながら、利用者相互のコミュニケーションの場としての役割を果たす施設として浴場を開設している。

名 称	布袋温泉
所 在 地	堺区協和町2-61-10
電 話 番 号	244-4176
敷 地 面 積	1,384.23㎡
建 築 面 積	846.57㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 平家建
開設年月日	昭和46年12月25日



共 同 浴 場